

「容量市場業務マニュアル 実効性テスト編（対象実需給年度：2027年度）」
の策定及び公表について

容量市場における実効性テストの実施にあたり、業務規程第32条の5の規定に基づき、発動指令電源の実効性テストに伴う業務における事業者の具体的な手順等を定めた「容量市場業務マニュアル実効性テスト編（対象実需給年度：2027年度）」を策定し、公表する。

なお、本マニュアルの策定にあたっては、業務規程第6条第1項の規定に基づき、2024年12月18日（水）から2025年1月10日（金）まで意見募集を実施し、事業者からの意見を反映した。

＜参考 業務規程＞

（容量市場業務マニュアルの策定）

第32条の5 本機関は、容量市場に関連する手続、提出資料その他容量市場を円滑に運営するために必要となる事項を定めたマニュアル（以下「容量市場業務マニュアル」という。）を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。（以下略）

以上

【添付資料】

別紙1：容量市場業務マニュアル実効性テスト編（対象実需給年度：2027年度）

別紙2：「容量市場業務マニュアル実効性テスト編（対象実需給年度：2027年度）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

容量市場 業務マニュアル 実効性テスト 編

(対象実需給年度：2027 年度)

2025 年 1 月 30 日 第 1 版 発行

電力広域的運営推進機関

(変更履歴)

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	—	2025 年 1 月 30 日

※誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

第1章	はじめに	4
1.1	本業務マニュアルの構成	11
1.2	本業務の対象となる電源等	11
第2章	電源等リスト登録	12
2.1	電源等リストの登録手続き	13
2.2	電源等リストの変更手続き	34
第3章	実効性テスト	39
3.1	実効性テスト前手続き	40
3.2	実効性テストの実施	45
3.3	実効性テスト後手続き	58
Appendix.1	様式一覧	74
Appendix.2	図表一覧	88
Appendix.3	業務手順全体図	90

第1章 はじめに

容量市場業務マニュアル 実効性テスト編（以下、本業務マニュアル）は、電力広域的運営推進機関（以下、本機関）の業務規程（第 32 条の 5）の規定に基づき作成された文書です。

本業務マニュアルは、対象実需給年度 2027 年度の容量市場に参加する事業者が実施する手続きのうち、発動指令電源の実効性テストに必要な手続きや容量市場システム¹の操作方法²が記載されています。

本業務マニュアルが対象とする事業者は、電源等の区分が発動指令電源の電源を登録する事業者であり、以下の①～③を想定しています。

- ①メインオークションで容量確保契約書を締結済の事業者
- ②メインオークションの非落札者で追加オークションに参加する事業者（※1）
- ③追加オークションから参加する事業者（※1）

以下の文章では、①を「発動指令電源提供者」、②～③を「容量市場へ参加予定の事業者」といいます。また、①～③を総称して「対象事業者」といいます。

※1:対象実需給年度 2027 年度向けの追加オークションに参加するにあたり、予め提供できる容量を評価するために 2025 年度の実効性テストに参加する必要があります。なお、追加オークションの開催有無は、2026 年 4 月頃に需給状況を踏まえて判断することになります。

¹ 容量市場システムは、容量市場における容量オークション（メインオークション、追加オークション（調達またはリリースオークション））への参加を希望する本機関会員、その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うために必要な機能を備えた情報処理システムです。当該システムの利用にあたっては「容量市場システム利用規約」を遵守して頂く必要があります。

² 本業務マニュアルに記載している容量市場システムの機能は一部であり、その他の機能は必要に応じて容量市場システムマニュアルを参照してください。

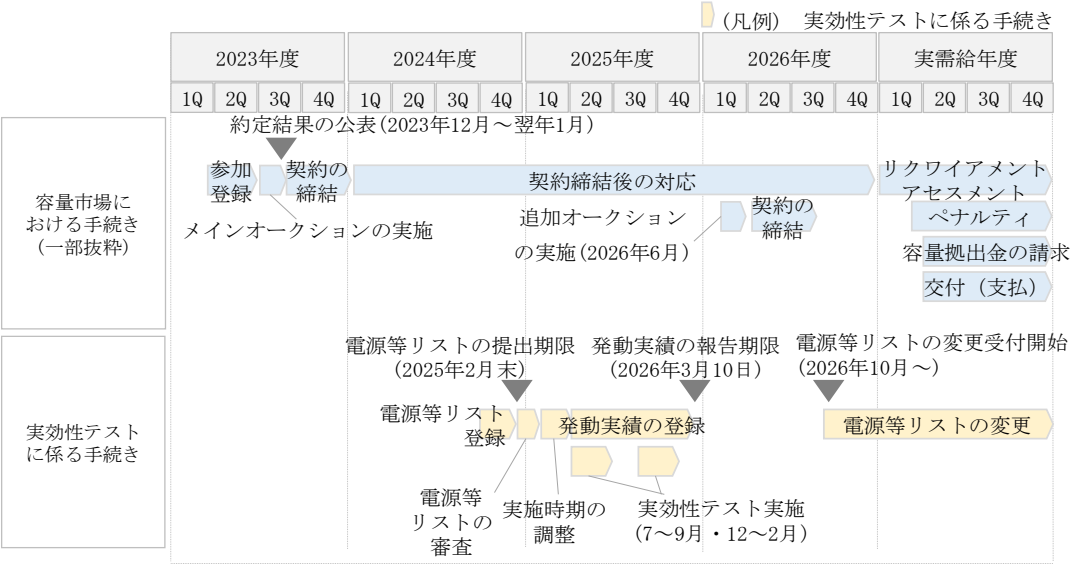


図 1-1 実効性テストの手続きの全体像とスケジュール

実効性テストに係る手続きは、電源等リスト登録、実効性テストで構成されます。

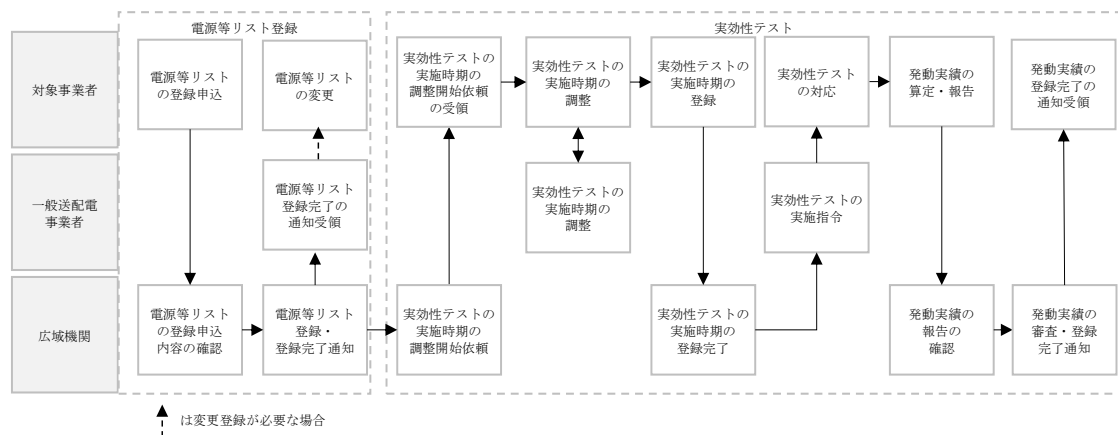


図 1-2 実効性テストに係る手続き

対象実需給年度 2027 年度の実効性テスト業務のスケジュールは、以下の通りとなります。

表 1-1 実効性テスト業務の主なスケジュール

項目（参照箇所）	時期	概要
属地一般送配電事業者とのオンライン指令による性能確認試験結果の提出 （【事前準備についての注意事項】）	・発動指令電源提供者 2025 年 2 月 14 日まで ・容量市場へ参加予定の事業者 2025 年 6 月 20 日まで （実効性テスト実施時期が夏季の場合） 2025 年 11 月 20 日まで （実効性テスト実施時期が冬季の場合）	オンライン機能（簡易指令システム、専用線オンライン）を具備し、通信対向試験を実施したうえで、属地一般送配電事業者とのオンライン指令による性能確認試験結果を容量市場システムに提出していただきます。
電源等リストの登録 （『2.1 電源等リストの登録手続き』）	2025 年 2 月末日まで	電源等リストを作成し、容量市場システムに提出していただきます。
電源等リストの修正登録 （『2.1.4 電源等リストの審査結果の確認（不合格）』）	2025 年 4 月末日まで	電源等リストの審査結果が不合格で修正が必要な場合に、修正登録を行っていただきます。

実効性テスト前の電源等 リストの変更 (『2.2 電源等リストの変 更手続き』)	2025 年 5 月末日まで (実 効性テスト実施時期が夏 季の場合) 2025 年 10 月末日まで (実効性テスト実施時期 が冬季の場合)	以下に当てはまる場合は 実効性テストの実施前に 電源等リストを更新して いただきます。 ・電源等リスト登録時に 新設電源として登録した 電源で未確定であった内 容が確定した場合 ・既設電源において地点 特定番号や B G コードが 変更となった場合
実効性テストの実施希望 時期の連絡 (『3.1.2 実効性テスト実 施時期の調整依頼』)	2025 年 4 月末日まで	属地一般送配電事業者に 対し、実効性テストの実 施希望時期をメールで連 絡していただきます。
実効性テストの実施時期 の登録 (『3.1.4 実効性テスト実 施時期の登録』)	2025 年 6 月 20 日まで	一般送配電事業者から実 効性テストの実施時期の 調整結果が通知された日 からすみやかに、容量市 場システムに実効性テス トの実施時期を登録して いただきます。
経済 DR の申し出 (『3.2.2 発動実績の算 定』)	発動実績の報告期日まで	電力需給ひっ迫注意報、 警報の発令期間中、また は広域予備率低下に伴う 供給力提供通知がされた 日に経済 DR を実施した場 合において、ベースライ ン算定から経済 DR 実施日 の除外を希望する場合、 申請を行っていただきま す。
再テストの登録 (『3.2.3 再テスト実施有 無の検討』)	同時期に再テストを希望 する場合：実効性テスト の 1 週間後まで	実効性テストの再テスト を希望する場合、属地一 般送配電事業者への再テ スト希望時期の連絡およ

	別時期に再テストを希望する場合：実効性テストの2か月後まで	び容量市場システムへの登録を行っていただきます。
発動実績の報告 (『3.3.2 発動実績の報告』)	2026年3月10日まで	電源または需要抑制のベースライン・発動実績の登録を行っていただきます。
発動実績の修正登録 (『3.3.4 発動実績に関する審査結果の確認（突合結果不一致）』)	2026年4月10日まで	発動実績に関する審査結果が不一致で修正が必要な場合に、修正登録を行っていただきます
実効性テスト後の電源等リストの変更 (『2.2 電源等リストの変更手続き』)	2026年10月～ 2028年2月10日	実効性テスト後に電源等リストを変更したい場合、変更した電源等リストを容量市場システムに再提出していただきます。

実効性テストに係る具体的な手続きに関しては第2章以降に記載しておりますが、本章で説明する以下の1.1～1.2も確認してください。

- 1.1 本業務マニュアルの構成
- 1.2 本業務の対象となる電源等

【事前準備についての注意事項】

注1：電源等リストの登録について

容量市場へ参加予定の事業者が電源等リストを登録申込する場合、参加登録（事業者情報、電源等情報、期待容量）を事前に実施してください。参加登録を行っていない事業者は、参加登録を行った上で、電源等リストを2025年2月末日までに登録してください（「容量市場業務マニュアル（メインオークションの参加登録・応札・容量確保契約書の締結編）（対象実需給年度：2027年度）」参照）。

注2：オンライン機能（簡易指令システム、専用線オンライン）の具備について

発動指令電源提供者は、2025年2月14日までに、オンライン機能（簡易指令システム、専用線オンライン）を具備し、通信対向試験を実施したうえで、属地一般送配電事業者とのオンライン指令による性能確認試験結果を容量市場システムに提出する必要があります。提出の手続きに関しては「容量市場業務マニュアル（メインオークションの参加登録・応札・容量確保契約書の締結編）（対象実需給年度：2027年度）」をご参照ください。

なお、容量市場へ参加予定の事業者の性能確認試験結果提出期限については、実効性テストの実施時期が夏季の場合は2025年6月20日、冬季の場合は2025年11月20日までとなります。

新たに簡易指令システムの設置を属地一般送配電事業者へ申込する対象事業者は、簡易指令システムの仕様について、需給調整市場へ参加予定がある場合または余力活用に関する契約を締結予定の場合には、需給調整市場用を選択してください。

ただし、既にオンライン機能（簡易指令システム、専用線オンライン）を具備している対象事業者で、最新のエネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドラインに準拠していることがわかる書類（電源Ⅰ’の契約書の写し等）を提出した場合は、オンライン指令による性能確認試験結果の提出は不要です。

前年度までに性能確認試験結果を提出済みの電源は、その内容に変更が無い場合、再度提出する必要はありません。

また、前年度までに最新のエネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドラインに準拠していることがわかる書類を提出済みの場合においても、当ガイドラインの改定等が無い場合は

再度提出する必要がありません。なお、当ガイドラインが改定された場合は、最新のガイドラインに準拠していることがわかる書類を改めて提出する必要があります。

通信対向試験の結果、本機関がオンライン機能（簡易指令システムを含む）の設置が完了していないと判断した場合、または、本機関からのオンライン機能の機能具備の求めに応じない場合、当該事業者が登録した発動指令電源は、市場退出（全量退出）となります。ただし、一般的に必要なとされる工期を踏まえた適切な時期にオンライン機能（簡易指令システムを含む）の設置依頼をしているものの、設置工事が遅延している場合に限り、締切日以降実効性テストの実施前までに通信対向試験を完了させることが認められます。

注3：記録型計量器・自動検針が未対応の地点について

未対応の地点については一般送配電事業者によってプロファイリングされた計量値を用いて実績評価を行うか、その地点を電源等リストから削除するかのどちらかを対象事業者に選択していただきます。

1.1 本業務マニュアルの構成

本業務マニュアルにおける章の構成は以下の通りです（図 1-3 参照）。

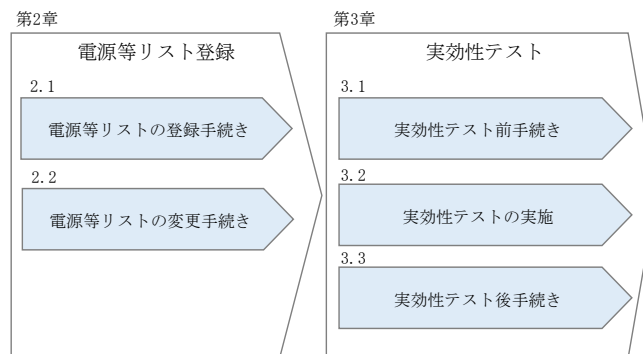


図 1-3 本業務マニュアルの構成（第1章除く）

電源等リストの登録および変更については第2章をご覧ください。また、実効性テストの実施や発動実績の登録を行う場合は第3章をご覧ください。

1.2 本業務の対象となる電源等

本業務の対象となる電源等区分は、発動指令電源です。

第2章および第3章の手続きでは、以下の2種類の電源を対象としています。

- ・実需給年度が2027年度のメインオークションで容量確保契約書を締結済の発動指令電源
- ・容量確保契約書を締結していない発動指令電源（実需給年度が2027年度のメインオークションで非落札の電源、追加オークション等から参加予定の電源）

第2章 電源等リスト登録

本章では、電源等リストの登録に関する以下の内容について説明します（図 2-1 参照）。

2.1 電源等リストの登録手続き

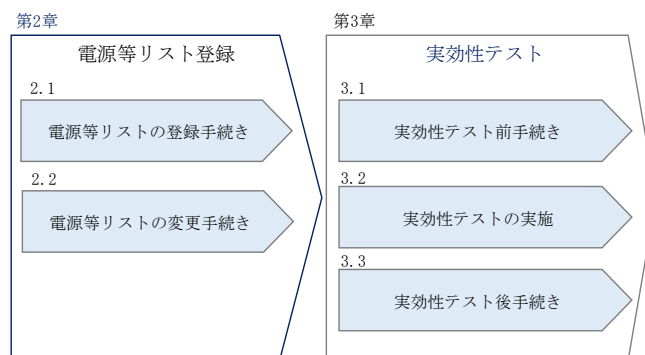


図 2-1 第2章の構成

注1：実効性テスト時の電源等リストに登録するリソースについて

同年度に登録する需給調整市場のリスト内のリソースと重複することは可能です。ただし、各市場等への参加にあたっては、それぞれの市場等が求める要件を満たしていただく必要がありますので、十分ご確認ください。

なお、発動指令電源の実効性テストは、電源等リスト単位の期待容量を確定させることを目的としているため、調整力指令と重複があった場合でも、計量値に基づく実績で期待容量を評価します。

注2：FIT 送配電買取（特例③）の電源について

実効性テストへの参加は不可となります。容量市場ではリクワイアメントを適切に達成していただく必要がありますが、実効性テスト断面において、上記電源については、発電計画の策定やインバランスの精算主体等が、一般送配電事業者に位置付けられているものとなります。

なお、FIT 買取期間が終了し、管理主体が発電事業者等に移管された場合や、バイオマス混焼で、FIT 買取対象以外の部分（非 FIT 相当分）は、容量市場への参加が可能となります。

2.1 電源等リストの登録手続き

本節では、電源等リストの登録手続きについて以下の流れで説明します（図 2-2 参照）。

2.1.1 電源等リストの提出依頼の確認

2.1.2 電源等リストの登録申込

2.1.3 電源等リストの審査結果の確認（合格）

2.1.4 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

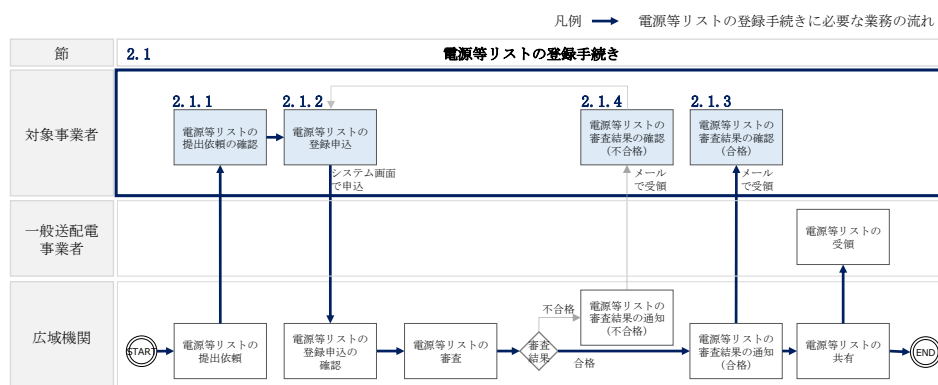


図 2-2 電源等リストの登録手続きの詳細構成

2.1.1 電源等リストの提出依頼の確認

本項では、電源等リスト提出依頼の確認について説明します（図 2-3 参照）。

2.1.1.1 電源等リストの提出依頼の受領

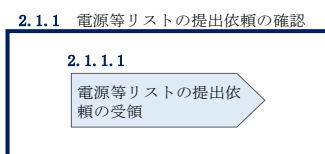


図 2-3 電源等リストの提出依頼の確認

2.1.1.1 電源等リストの提出依頼の受領

2025 年 1 月下旬～2 月中旬にかけて、電源等情報を登録した発動指令電源提供者（市場退出したものを除く）および容量市場へ参加予定の事業者へ、電源等リストの提出依頼が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

対象事業者は、2025 年 2 月末日までに電源等リストを提出する必要があります。

2.1.2 電源等リストの登録申込

本項では、電源等リストの登録申込について説明します（図 2-4 参照）。2025 年 2 月末日までに、電源等リストを登録してください。

- 2.1.2.1 事前準備
- 2.1.2.2 電源等リストの作成
- 2.1.2.3 電源等リストの提出
- 2.1.2.4 電源等リストの登録の仮申込
- 2.1.2.5 電源等リストの登録の申込完了

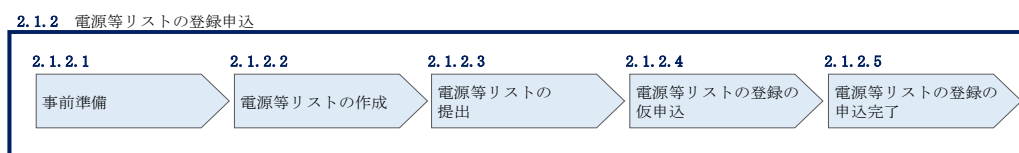


図 2-4 電源等リストの登録申込

2.1.2.1 事前準備

容量市場システムに電源等リストの登録申込をするために必要な書類（写しで可）を準備してください。必要となる書類は、以下の通りです。

<提出書類の準備（電源）>

- ・電源等の名称

アグリゲートする発動指令電源の電源毎の名称を確認できる書類を提出してください。

必要となる提出書類

- ・発電事業届出書（様式 1）
- ・電気工作物変更届出書（様式 2）
- ・自家用電気工作物使用開始届出書（様式 3）
- ・特定自家用電気工作物接続届出書（様式 4）
- ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内
- ・低圧配電線への系統連系協議依頼表
- ・発電量調整供給兼基本契約申込書

のいずれか 1 点

新設電源の場合

- ・ 接続検討回答書（様式 5）
 - ・ 工事計画届出書（様式 6）
 - ・ 低圧配電線への系統連系協議依頼表
- のいずれか 1 点

- ・ 受電地点特定番号

受電地点特定番号を確認できる書類を提出してください。

必要となる提出書類

- ・ 発電量調整供給契約にもとづく受電地点明細表（様式 7）
 - ・ 再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内
 - ・ 売電検針票「購入電力量のお知らせ」
 - ・ 発電量調整供給兼基本契約申込書
- いずれか 1 点

- ・ 電源種別の区分
- ・ 発電方式の区分
- ・ 設備容量

電源種別の区分・発電方式の区分（表 2-6『電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項』を参照）を確認できる書類を提出してください。

必要となる提出書類

- ・ 発電事業届出書（様式 1）
 - ・ 電気工作物変更届出書（様式 2）
 - ・ 自家用電気工作物使用開始届出書（様式 3）
 - ・ 特定自家用電気工作物接続届出書（様式 4）
 - ・ 再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内
 - ・ 低圧配電線への系統連系協議依頼表
 - ・ 工事計画届出書
 - ・ 発電量調整供給兼基本契約申込書
- のいずれか 1 点

- ・ FIT 認定 ID

参加登録の時点でFIT 制度に基づく買取を受けている場合、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT 法）に定める認定発電設備の認定 ID（「FIT 認定 ID」）を確認できる書類を提出してください。

なお、2027 年 3 月末日までに FIT 制度に基づく買取が終了する電源は 2025 年度の実効性テストに参加可能です。

必要となる提出書類

- ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）（様式 8）

表 2-1 発動指令電源（電源）に係る提出書類一覧

【凡例】 : いずれか1点を提出

書類の名称 (全て写しで可)	必須書類		選択可能書類		
	FIT認定 ID	バイオマス比率	電源等の名称	受電地点特定番号	電源種別の区分等
発電事業届出書		既設電源	○		○
電気工作物変更届出書			○		○
自家用電気工作物使用開始届出書			○		○
特定自家用電気工作物接続届出書			○		○
再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内			○	○	○
低圧配電線への系統連系協議依頼書			○		○
発電量調整供給兼基本契約申込書		新設電源	○	○	○
接続検討回答書			○		
工事計画届出書			○		○
発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表				○	
売電検針票「購入電力量のお知らせ」				○	
再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知) (FIT電源の場合)	○※1				
バイオマス混焼FIT電源が新たに買取上限を設定した場合において、当該変更が認められたことが分かる書類（石炭とバイオマスの混焼を行っている設備が実需給年度においてバイオマス比率を零とする場合、およびごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電の場合）		○※1 ※2			

※1：（ ）内に記載の場合に限る

※2：FIT の適用を受けているバイオマス混焼設備に係る提出書類（変更認定通知書等）

は、電源等リスト登録時点までにバイオマス混焼 FIT 調達上限比率[%]を設定しない場合、その時点では提出不要です。提出期限は FIT 制度上のスケジュールを勘案し別途公表します。原則、2027 年度開始までに提出が必要となります。

その場合、電源等リスト登録時点では、2027 年度までに設定予定の比率[%]を予定バイオマス比率[%]として登録可能です。

＜提出書類の準備（需要抑制）＞

- ・需要地点の契約者名（以下、需要家名）

需要家名を確認できる書類を提出してください。

必要となる提出書類

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・需要家名、供給地点特定番号が記載されている書類（電気料金請求書、検針票等）・需要家との合意書 |
|--|

- ・供給地点特定番号

上記項目に係る書類を提出してください。

必要となる提出書類

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・需要家名、供給地点特定番号が記載されている書類（電気料金請求書、検針票等） |
|--|

表 2-2 発動指令電源（需要抑制）に係る提出書類一覧

書類の名称 (全て写しで可)	必須書類	
	需要家名	供給地点 地点特定 番号
需要家名、供給地点特定番号が記載されている書類（電気料金請求書、検針票等）	○	○
需要家との合意書	○	

注1：書類提出のタイミングについて

発動指令電源の提出書類は、電源等リストの登録期限である2025年2月末日までに提出してください。提出期限までに提出できない合理的な理由があると本機関が認めた場合は、期限を延長することがあります。

注2：書類の提出方法について

書類の提出にあたっては、本機関に電磁的記録媒体（CD-R等）で郵送してください。

〒100-6607

東京都千代田区丸の内1-9-2

グラントウキョウサウスタワー7階

電力広域的運営推進機関 容量市場参加登録係_2027_電源等リスト 宛

対象実需給年度

注3：提出書類の代替について

提出書類については、本機関が登録項目の内容を確認できると判断した場合に限り、本マニュアルで指定する書類以外で代替可能です。

注4：追加の提出書類の要否について

本機関が必要と判断した場合は、追加の書類を提出していただく場合があります。

注5：提出書類の雛型について

提出書類は、表紙および登録項目が記載されているページのみでも可能とします。

注6：提出書類のファイル名称について

ファイル名称の長さは50文字以下でお願いします（拡張子を含む）。禁則文字や容量の制限（1ファイル4MBを超える場合には、ファイルを分割してください）があります。詳細は容量市場システムマニュアル※を参照願います。

※https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/200212_youryoussystem_kiyaku_manual.html

<全般> 「001 容量市場システムマニュアル はじめに」 P.11

2.1.2.2 電源等リストの作成

電源等リストはEXCELファイル（様式9）で作成します。電源等リストは本機関のホームページ（容量市場のページ³）に添付されている帳票をダウンロードの上、必要な項目を入力します。

³ <https://www.occto.or.jp/market-board/market/index.html>

EXCEL ファイルには以下の表（表 2-3、表 2-4、表 2-5、表 2-6、表 2-7 計量・仕訳区分

参照）に沿って、2027 年度の時点で想定される発動指令電源の内訳情報を 1 計量単位毎に記載してください。

なお、ファイルサイズが 4MB を超える場合、もしくは内訳が 10,000 件を超える場合には、ファイルを分割し、提出してください。

作成した電源等リストのファイル名は「エリア_電源等リスト_事業者コード_対象実需給年度_電源等識別番号_A 枝番（ファイルを分割して提出する場合のみ）_R 改訂回数.xlsx」としてください。容量市場システムに登録されている事業者コード 4 桁、電源等識別番号 10 桁を記載してください。

例) ファイルを分割しない（リストが 1 個のファイルになる）場合

東京_電源等リスト_0123_2027_0123456789_R0.xlsx
 エリア 事業者コード 対象実需給年度 電源等識別番号 R 改訂回数
 ※枝番は不要です。

例) ファイルを分割する（リストが 2 個のファイルになる）場合

・ 1 個目 東京_電源等リスト_0123_2027_0123456789_A1_R0.xlsx
 エリア 事業者コード 対象実需給年度 電源等識別番号 A 枝番 R 改訂回数

・ 2 個目 東京_電源等リスト_0123_2027_0123456789_A2_R0.xlsx
 エリア 事業者コード 対象実需給年度 電源等識別番号 A 枝番 R 改訂回数
 ※枝番を付けてください。

表 2-3 電源等リストの記載項目一覧（共通）

No.	項目	留意点
①	実需給年度	容量市場へ供給力を提供する年度を記入
②	容量を提供する電源等の区分	「発動指令電源」と記入
③	電源等リストの名称	電源等リストの名称を記入
④	（リスト単位の）系統コード	電源等リスト単位の系統コードを記入
⑤	エリア名	系統コードの上 1 桁（以下参照）をもとにエリア名を記入

表 2-4 電源等リストの記載項目一覧（電源）20

No.	項目	留意点
		の「発電所の名称」または「事業場の名称」を参照して記入 - 再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内 - 低圧配電線への系統連系協議依頼表 の「契約名義」または「発電者名義」を参照して記入
⑰	号機単位の名義	名称を定めていない場合は号機単位の名義を任意で記入 家庭用の低圧連系の電源の号機が存在しない場合には、電源等リストの「電源等の名称」と同一名称を入力
⑱	所在地	電源等の所在地の住所を記入
⑲	(個々の電源の) 系統コード	個々の電源の系統コードを記入 個々の電源の系統コードを保有していない低圧連系の電源の場合、低圧群コードを記入 系統コードが発番されていない新設電源は記入不要
⑳	電源種別の区分	- 発電事業届出書 - 電気工作物変更届出書 - 特定自家用電気工作物接続届出書 の「原動力の種類」欄を参照して記入 または、 - 自家用電気工作物使用開始届出書 の「電気工作物の概要」欄を参照して記入 もしくは - 再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内 - 低圧配電線への系統連系協議依頼表 を参照して記入 電源の電源種別の区分は『表 2-6 電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項』を参照
㉑	発電方式の区分	- 発電事業届出書 - 電気工作物変更届出書

No.	項目	留意点
		・特定自家用電気工作物接続届出書の「原動力の種類」欄を参照して記入 - または、 ・自家用電気工作物使用開始届出書の「電気工作物の概要」欄を参照して記入 - もしくは ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内 ・低圧配電線への系統連系協議依頼表を参照して記入 電源の発電方式の区分は『表 2-6 電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項』を参照
②②	設備容量	・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書の「出力」欄を参照して記入 ・自家用電気工作物使用開始届出書の「電気工作物の概要」欄を参照して記入 - もしくは ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内 ・低圧配電線への系統連系協議依頼表を参照して記入 単位は、0.1kW とし小数点第2位以下は切り捨てとする。
②③	運開年月	西暦で記入 例：2010 年 1 月→201001
②④	BG コード	2025 年 2 月末日までに提出いただいた電源等リストの発電 BG コードを記入。(当該時点で記入可能な内容がない場合は、実効性テスト実施前までには記入ください) ※FIT 特例③である場合、計量・仕訳区分がバイオマス（混焼）FIT 分の BG コードは「XXXXX (X

No.	項目	留意点
		大文字 5 桁)」を記入 ※FIP 電源である場合、計量・仕訳区分がバイオマス（混焼）FIT 分の BG コードは「YYYYY（Y 大文字 5 桁）」を記入
②⑤	計量・仕訳区分	表 2-7 計量・仕訳区分 に該当する場合のみ記入
②⑥	FIT 認定 ID	参加登録の時点で FIT 制度に基づく買取を受けている場合は、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）に記載されている「設備 ID」を記入
②⑦	特定契約終了年月	FIT 認定 ID を入力した場合、特定契約の終了年月を西暦で記入 例：2026 年 3 月→202603
②⑧	予備	記入不要
②⑨	バイオマス比率[%]	バイオマス比率に小数点以下の数値がある場合は小数点以下第一位まで（小数点以下第二位を切り上げ）として記入してください。 ※FIP 電源の場合も FIT 電源と同様に記入 予定バイオマス比率 ・バイオマス混焼で実需給年度までにバイオマス比率[%]を変更する場合で、実効性テスト時に予定バイオマス比率を使用する際は予定バイオマス比率を記入 ※実需給年度前に FIT 制度に基づく買取が終了する前提で、実効性テスト時には FIT 分を非 FIT 分と見做して参加する場合は零を記入してください。 FIT 調達上限比率 ・バイオマス混焼で FIT 調達上限比率が設定されている場合は記入 ※具体例：2019 年 4 月 1 日以降に FIT 制度に基づく買取契約を締結し、買取上限が設定されているバイオマス混焼設備またはごみ処理施設で

No.	項目	留意点
		月単位での買取上限の設定を行う旨を申請した場合
③⑩	バイオマス FIT・非 FIT ペア フラグ	・バイオマス混焼 FIT 調達上限比率または予定バイオマス比率を使用する場合は記入 ・1つの電源の発電実績が FIT・非 FIT に仕訳される場合、1行ずつ別地点として記入した上で、当該項目に同じ番号を記入する。 番号の順番は 1, 2, 3...とする。 ※FIP 電源の場合も FIT 電源と同様に記入
③⑪	予備	記入不要
③⑫	特記事項	特記事項があれば記入 注 1 : 1 地点複数応札について 1 計量単位内の中で、安定電源に加えて、発動指令電源の 1 リソースとしても登録した場合（※）は「1 地点複数応札」と記載してください。 1 計量単位内の中で、安定電源の応札容量を超えた供給力を発動指令電源の 1 リソースとして登録可能です。 ※安定電源で、アセスメント対象容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時に発動指令電源として追加の供給力を提供できる場合 注 2 : FIT バイオマス混焼の自己託送分について 計量・仕訳区分が「バイオマス（混焼）非 FIT 分」であるリソースが自己託送を行っている場合は、自己託送分の発電 BG コードとあわせて「自己託送」と記載してください。 記載例）自己託送（発電 BG コード：XXXXX） リソースの計量・仕訳区分が「バイオマス（混焼）

表 2-5 電源等リストの記載項目一覧（需要抑制）表 2-6 電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項25

電源種別の区分	発電方式の区分	留意点
再生可能エネルギー	地熱、バイオマス（専焼）、バイオマス（混焼）、廃棄物、その他	
その他	蓄電池、その他	蓄電池は発電方式の区分「蓄電池」を選択願います。（併設蓄電池は除く） 次頁の注3を参照してください。

注1：一般（自流水）の電源が発動指令電源として参加する場合の登録方法

一般（自流水）の電源のうち、ダム水位から供給力を算定している場合および調整係数に調整能力を加算している場合は発動指令電源、調整係数のみで供給力を算定している場合は変動電源（アグリゲート）となります。一般（自流水）の電源が発動指令電源として参加する場合、一般（貯水式）として電源等リストに登録してください。

注2：揚水（純揚水）について

上部貯水池の河川流入量が発電電力量の増加に寄与している混合揚水のうち、運転時間を設定する場合には揚水（純揚水）として登録してください。

注3：併設蓄電池の扱いについて

蓄電池の併設有無により容量を提供する電源等の区分が変わることはありません。例えば、蓄電池が併設されている風力発電所単体では変動電源として扱われます。

表 2-7 計量・仕訳区分

No.	計量・仕訳区分	選択が必要な場合	留意点
①	バイオマス（混焼） 非FIT分	月単位での買取上限が設定（予定を含む）されているバイオマス（混焼）の場合 具体例：2019年4月1日以降にFIT制度に基づく買取契約を締結し、買取上限が設定されているバイオマス混焼設備またはごみ処理施設で月単位での買取上限の設定を行う旨を申請した場合	・実効性テスト時点で全量が非FIT分のバイオマスは選択不要 ・認定に係る全体のバイオマス比率のみ設定されているバイオマス設備は選択不要。※1 具体例：2019年3月31日までにFIT制度に基づく買取契約を締結済みのバイ

No.	計量・仕訳区分	選択が必要な場合	留意点
		合	オマス混焼設備で買取上限を設定していない場合 ※FIP 電源の場合も選択
②	バイオマス（混焼）FIT 分	同上	・①の非 FIT 分を記入した場合は、FIT 分の地点をリストへ追加した上で、当該区分の記入が必要 ※FIP 電源の場合も選択
③	差分計量 非 FIT 分	同一受電地点において、FIT 電源と併設される非 FIT 電源が託送供給等約款に基づく差分計量により計量できる場合	—
④	差分計量 FIT 分	同上	・③を記入した場合で、実需給年度前に FIT 制度に基づく買取が終了する FIT 分が実効性テストに参加する場合に記入 ・実需給年度までに FIT 制度に基づく買取が終了した時点で変更が必要
⑤	按分計量 非 FIT 分	同一受電地点において、FIT 電源と併設される非 FIT 電源が託送供給等約款に基づく按分計量により計量できる場合	—
⑥	按分計量 FIT 分	同上	・⑤を記入した場合で、実需給年度前に FIT 制度に基づく買取が終了する FIT 分が実効性テストに参加する場合に記入 ・実需給年度までに FIT 制度に基づく買取が終了した時点で変更が必要
⑦	部分買取	同一受電地点において複数	全ての相対契約を記入。

No.	計量・仕訳区分	選択が必要な場合	留意点
		の発電契約者と相対契約を結んでいる場合	不足する場合、当該実績分は評価されません
⑧	自己託送地点	・自己託送に必要な量を上回る容量がある電源の場合※2 ・自己託送地点において、自己託送需要以外（小売供給による需要）の需要抑制を行う需要家の場合	実効性テストへ参加する地点が対象のため、対となる電源と需要家の両方の記載は必須ではない
⑨	部分供給（全量）	部分供給が行われている需要家	部分供給者ごとの評価は行いませんので、全量供給の場合と同様に1需要家として登録

※1 認定に係るバイオマス比率を設定しているバイオマス混焼設備において、実需給年度前にFIT制度に基づく買取が終了する前提で、実効性テスト時にはFIT分を非FIT分と見做して参加する場合については、FIT分の地点をリストへ追加した上で、計量・仕訳区分は記入しないでください。

※2 自己託送に必要な量を上回る容量について部分買取を行っている場合は、計量・仕訳区分は部分買取を選択し、特記事項欄に自己託送地点と記入してください。

【バイオマス（混焼）で調達上限比率を設定した場合の注意事項】

注：実需給期間中は予定バイオマス比率での実績評価を行わないため、実需給前までに申請した調達上限比率に変更してください。

2.1.2.3 電源等リストの提出

電源等リスト（EXCEL ファイル）を作成後、容量市場システムにて提出します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、容量を提供する電源等の区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、電源等リストを提出したい電源の「電源等識別番号」をクリックして、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続

いて、「電源等情報詳細画面」で「電源等リスト登録」ボタンをクリックして、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」の「電源等リスト（追加）」の「ファイル選択」ボタンをクリックして、電源等リスト（EXCEL ファイル）をアップロードします（図 2-5 参照）。また、「変更理由」欄に「電源等リストの提出」と入力してください（表 2-8 参照）。

図 2-5 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ

表 2-8 電源等リスト提出時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目

No.	項目	記入内容
①	変更理由	「電源等リストの提出」と記入

2.1.2.4 電源等リストの登録の仮申込

「電源等情報変更申込画面」にて電源等リストのアップロードおよび変更理由の入力終了後、「確認」ボタンをクリックし、「電源等情報変更申込確認画面」に進みます。

「電源等情報変更申込確認画面」にて、基本情報の入力内容を再度確認します。申請内容に誤りがない場合は「実行」ボタンをクリックし、「完了画面」に進みます。申請内容を修正する場合は、「戻る」ボタンをクリックして、「電源等情報変更申込画面」に戻ります。

「完了画面」が表示されれば、電源等リストの登録の仮申込完了です。提出書類の追加アップロードが必要な場合は、「完了画面」にある「提出書類追加」ボタンをクリックし、アップロードしてください。

注：申込の手続きについて

なお、この段階では仮申込の状態であり、新規登録の申込は完了していませんので注意してください。

2.1.2.5 電源等リストの登録の申込完了

仮申込の状態から申込を完了させるためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」の容量を提供する電源等の区分を選択後、申込を完了したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。

なお、本機関は受付後、電源等リストに係る審査を行います。審査後には審査合格または不合格を、別途登録されたメールアドレスへ電子メールにて通知いたします。不合格の通知を受けた場合、対象事業者は速やかに通知コメントに従い、対応してください。

2.1.3 電源等リストの審査結果の確認（合格）

本項では、審査結果の確認の手続きについて説明します（図 2-6 参照）。電源等リストの登録申込後、本機関が内容を確認した結果、不備がなかった場合、2025 年 4 月末日までに合格通知が送付されます。

2.1.3.1 合格通知の受領（電源等リストの登録申込）

2.1.3 電源等リストの審査結果の確認（合格）

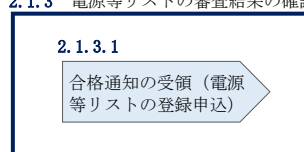


図 2-6 電源等リストの審査結果の確認（合格）

2.1.3.1 合格通知の受領（電源等リストの登録申込）

電源等情報が変更された旨が、登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

2.1.4 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

本項では、審査結果の確認の手続きについて説明します（図 2-7 参照）。電源等リストの登録申込後、本機関が内容を確認した結果、他の対象事業者より提出された電源等リスト内の電源または需要抑制と重複がある等、不備があった場合、不合格通知が送付されます。

2.1.4.1 不合格通知の受領（電源等リストの登録申込）

2.1.4 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

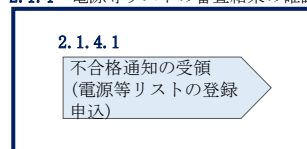


図 2-7 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

2.1.4.1 不合格通知の受領（電源等リストの登録申込）

不合格通知が、登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

なお、不合格理由は「電源等情報審査詳細画面」で確認できます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査画面」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等審査情報画面」で容量を提供する電源等の区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「詳細」リンクをクリックして「電源等審査詳細画面」に進み、審査内容一覧の審査コメントを確認してください。

注1：電源等リストに不備がある場合の対応について

電源等リストに不備がある場合、2025年4月末日の10営業日前までに不合格である旨が通知されます。再申込を希望する場合、不備を解消してすみやかに再申込してください。審査終了日である2025年4月末日までに、不備が解消されない電源等はアグリゲートリソースとして認められないため、対象事業者は当該電源等を除外して電源等リストを構成してください。

注2：電源または需要抑制と合意済みであるエビデンスの提出について

電源または需要抑制が、他の対象事業者が提出する電源等リストに登録されている電源または需要抑制と重複していることにより不合格となった場合には、電源等と合意済みであるエビデンス（契約期間が記載されたもので、様式自由）を再申込時に提出してください。なお、書類の提出にあたっては、本機関に電磁的記録媒体（CD-R等）で郵送してください。

〒100-6607

東京都千代田区丸の内1-9-2

グラントウキョウサウスタワー7階

電力広域的運営推進機関 容量市場参加登録係_2026_電源等リスト 宛

対象実需給年度

注3：電源等リストの登録が完了しない場合の対応について

電源等リストの登録が完了しない場合、容量確保契約書を締結済の発動指令電源は市場退出（全量退出）となりますので、注意してください。市場退出の場合、本機関より市場退出内容が通知された後、「容量市場業務マニュアル(実需給前に実施すべき業務(全般)編)（対象実需給年度：2027年度）」の第2章2.6と第3章を参照し、手続きを行ってください。

また、電源等リストの登録が完了しない場合、容量確保契約書を締結していない発動指令電源は、実効性テストの実施、調達オークションの参加や、差替契約の締結が不可能となります。

2.2 電源等リストの変更手続き

本節では、電源等リストの変更手続きについて以下の流れで説明します（参照）。

- 2.2.1 電源等リストの変更申込
- 2.2.2 電源等リストの審査結果の確認（合格）
- 2.2.3 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

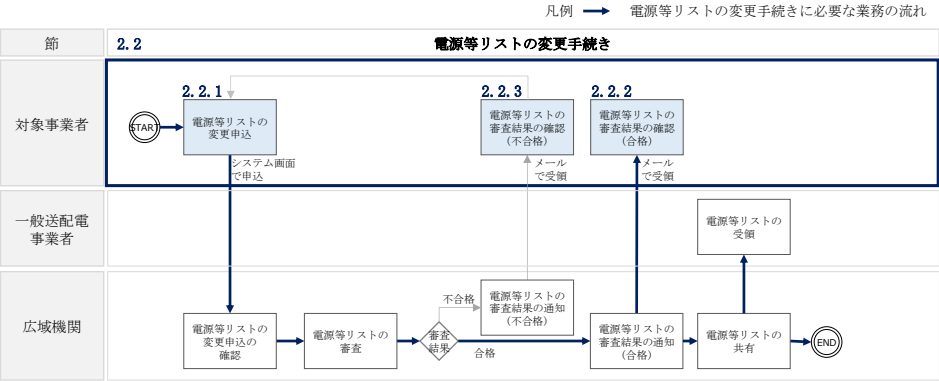


図 2-8 電源等リストの変更手続きの詳細構成

注1：実効性テスト前の電源等リストの更新について

以下に当てはまる場合等は、実効性テスト実施時期の前（夏季：5月末日、冬季：10月末日）までに電源等リストの更新を完了させてください。更新しない場合は、その電源等当該地点は実効性テストでの発動実績は評価されません。

- ・電源等リスト登録時（2025年2月末日まで）に新設電源として登録された電源について、未確定であった内容（地点特定番号、BGコード等）が確定した場合
- ・既設電源において電源等リスト登録時（2025年2月末日まで）から地点特定番号、BGコードが変更となった場合

注2：計量値が取得できない地点等の削除について

発動実績の報告までに計量値が取得できない地点や、容量市場へ不参加となる地点が判明した場合、発動実績を報告する前にすみやかに電源等リストから該地点を削除してください。

注3：電源等リストの変更申込が可能な電源について

実効性テスト後に発動実績を登録し、既に期待容量が評価された対象事業者が対象となります。

注4：電源等リストの変更受付期間について

実効性テスト後の電源等リストの変更の申込可能期間は、2026年10月から2028年2月10日までとなります。2026年9月末日までの期間は、電源等リストを変更することはできません。

2.2.1 電源等リストの変更申込

本項では、電源等リストの変更申込について説明します（図 2-9 参照）。

2.2.1.1 事前準備

2.2.1.2 電源等リストの作成

2.2.1.3 電源等リストの提出

2.2.1.4 電源等リストの変更の仮申込

2.2.1.5 電源等リストの変更の申込完了

```

graph LR
    A[2.2.1.1 事前準備] --> B[2.2.1.2 電源等リストの作成]
    B --> C[2.2.1.3 電源等リストの提出]
    C --> D[2.2.1.4 電源等リストの変更の仮申込]
    D --> E[2.2.1.5 電源等リストの変更の申込完了]
  
```

2.2.1.1 事前準備

2.2.1.2 電源等リストの作成

2.2.1.3 電源等リストの提出

2.2.1.4 電源等リストの変更の仮申込

2.2.1.5 電源等リストの変更の申込完了

注1：電源等リストの名称について

なお、改定回数は修正があるファイルのみ変更してください。

例) 変更申込 (初回) の場合

東京_電源等リスト_0123_2027_0123456789_A1_R1.xlsx

エリア 事業者 対象実 電源等 A 枝番 R 改定回数
コード 需給年度 識別番号

※ファイルを分割しない場合、
A 枝番は不要です。

変更申込（2回目）の場合

東京_電源等リスト_0123_2027_0123456789_A1_R2.xlsx

エリア 事業者 対象実 電源等 A 枝番 R 改定回数
コード 需給年度 識別番号

※ファイルを分割しない場合、
A 枝番は不要です。

注2：電源等リストの変更申込の締切について

実需給期間中の電源等リストの変更申込は毎月 10 日に締め切り、当月中に審査結果を通知します。前月 11 日～当月 10 日までの期間に申込まれた、かつ、書類等に不備がない場合、最短で翌月 1 日から変更済みの電源等リストが有効となります。

従って、例えば5月1日からの電源等リストの変更を希望する対象事業者は、遅くとも4月10日までに変更申込を行うようにしてください。

注3：電源等リストの変更時の提出書類について

電源等リストに電源または需要抑制を追加することを希望する場合、追加する電源または需要抑制に係る書類のみを提出してください。一方で、電源等リストから電源または需要抑制を削除することを希望する場合、書類の提出は必要ありません。

2.2.1.1 事前準備

『2.1.2.1 事前準備』を参照してください。

2.2.1.2 電源等リストの作成

『2.1.2.2 電源等リストの作成』を参照してください。

2.2.1.3 電源等リストの提出

『2.1.2.3 電源等リストの提出』を参照してください。

2.2.1.4 電源等リストの変更の仮申込

『2.1.2.4 電源等リストの登録の仮申込』を参照してください。

2.2.1.5 電源等リストの変更の申込完了

『2.1.2.5 電源等リストの登録の申込完了』を参照してください。

2.2.2 電源等リストの審査結果の確認（合格）

本項では、審査結果の確認の手続きについて説明します（図 2-10 参照）。電源等リストの変更申込後、本機関が内容を確認した結果、不備がなかった場合、合格通知が送付されます。

2.2.2.1 合格通知の受領（電源等リストの変更申込）

2.2.2 電源等リストの審査結果の確認（合格）

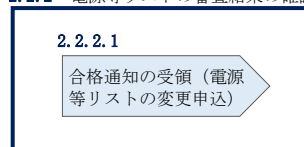


図 2-10 電源等リストの審査結果の確認（合格）

2.2.2.1 合格通知の受領（電源等リストの変更申込）

『2.1.3.1 合格通知の受領（電源等リストの登録申込）』を参照してください。

2.2.3 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

本項では、審査結果の確認の手続きについて説明します（図 2-11 参照）。電源等リストの変更申込後、本機関が内容を確認した結果、他の対象事業者より提出された電源等リスト内の電源または需要抑制と重複がある等、不備があった場合、不合格通知が送付されます。

2.2.3.1 不合格通知の受領（電源等リストの変更申込）

2.2.3 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

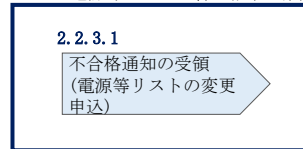


図 2-11 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

2.2.3.1 不合格通知の受領（電源等リストの変更申込）

『2.1.4.1 不合格通知の受領（電源等リストの登録申込）』を参照してください。

第3章 実効性テスト

本章では、実効性テストに関する以下の内容について説明します（図 3-1 参照）。

- 3.1 実効性テスト前手続き
- 3.2 実効性テストの実施
- 3.3 実効性テスト後手続き

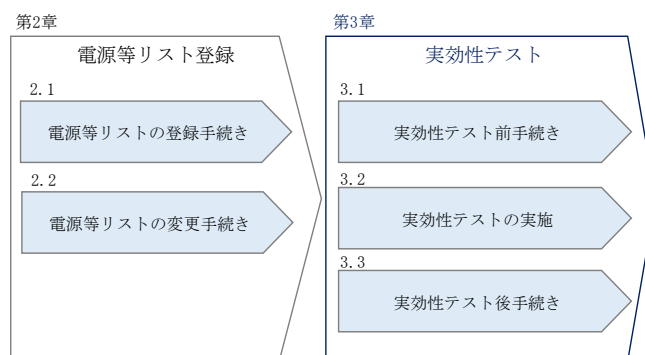


図 3-1 第3章の構成

注1：実効性テストの希望時期について

実効性テストの実施時期については、希望時期（夏季または冬季のいずれか）を選択できます。原則、対象事業者の希望時期に実効性テストを行うこととします。

注2：実効性テストの実施時期と再テストについて

夏季に実効性テストを実施した場合、再テストは夏季1回・冬季1回の計2回、冬季に実効性テストを実施した場合、再テストは冬季1回となります。

注3：実効性テストで発生した電力量(kWh)の扱いについて

実効性テストで発生した電力量は、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給または卸電力取引所への入札を通じて適切に提供していただきます。なお、対象事業者が卸電力市場へ入札する場合は、日本卸電力取引所の会員資格手続きや属地一般送配電事業者との発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約が必要となります。

注4：実効性テストにおけるバランシンググループの組成について

実効性テストでは、電源等リストに含まれる電源リソース、需要抑制リソースについて、発電バランシンググループ、需要抑制バランシンググループの組成に制約等はありません。

3.1 実効性テスト前手続き

本節では、実効性テスト前手続きについて以下の流れで説明します（図 3-2 参照）。

3.1.1 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の確認

3.1.2 実効性テスト実施時期の調整依頼

3.1.3 実効性テスト実施時期の通知の確認

3.1.4 実効性テスト実施時期の登録

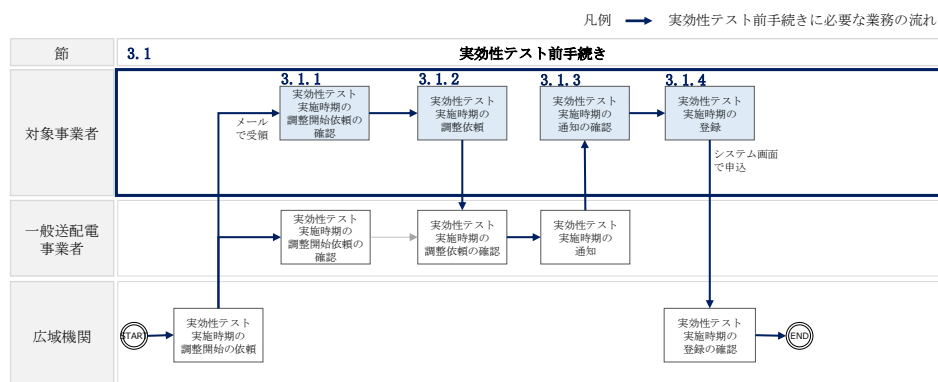


図 3-2 実効性テスト前手続きの詳細構成

3.1.1 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の確認

本項では、実効性テスト実施時期の調整開始依頼の確認の手続きについて説明します（図 3-3 参照）。

3.1.1.1 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の受領

3.1.1 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の確認

3.1.1.1

実効性テスト実施時期
の調整開始依頼の受領

図 3-3 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の確認

3.1.1.1 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の受領

2025 年 4 月 10 日までに、発動指令電源の電源等リストの登録申込をされた事業者へ、実効性テスト実施時期の調整開始依頼が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

3.1.2 実効性テスト実施時期の調整依頼

本項では、実効性テスト実施時期の調整依頼について説明します(図 3-4 参照)。

3.1.2.1 実効性テスト実施時期の調整依頼

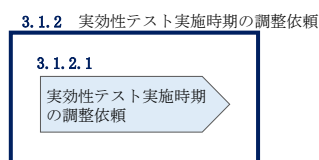


図 3-4 実効性テスト実施時期の調整依頼

3.1.2.1 実効性テスト実施時期の調整依頼

対象事業者は、2025 年 4 月末日までに、属地一般送配電事業者に対し、実効性テスト実施の希望時期（夏季または冬季のいずれかを選択できますが、具体的な月日・時間帯を指定することはできません）をメールで連絡します。

なお、属地一般送配電事業者の連絡先については、2025 年 4 月上旬頃に、本機関ウェブサイトにて別途お知らせします。

3.1.3 実効性テスト実施時期の通知の確認

本項では、実効性テスト実施時期の通知の確認について説明します(図 3-5 参照)。実効性テストの実施時期の調整後、属地一般送配電事業者から、確定した実施時期が通知されます。

3.1.3.1 実効性テスト実施時期の通知の受領

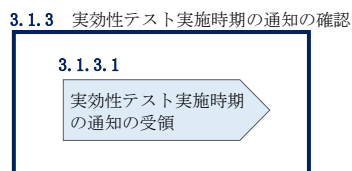


図 3-5 実効性テスト実施時期の通知の確認

3.1.3.1 実効性テスト実施時期の通知の受領

2025 年 6 月 10 日までに、対象事業者へ、属地一般送配電事業者から確定した実効性テストの実施時期(夏季もしくは冬季)の調整結果がメールで通知されます。

3.1.4 実効性テスト実施時期の登録

本項では、実効性テスト実施時期の登録について説明します(図 3-6 参照)。

3.1.4.1 実効性テスト実施時期の登録

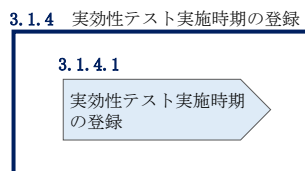


図 3-6 実効性テスト実施時期の登録

3.1.4.1 実効性テスト実施時期の登録

一般送配電事業者から実効性テストの実施時期の調整結果が通知された日からすみやかに、容量市場システムに実効性テストの実施時期を登録します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、容量を提供する電源等の区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、追加登録を行いたい電源の「電源等識別番号」をクリックして、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「実効性テスト登録」ボタンをクリックして、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」にて、実効性テストに係る項目を入力します。実効性テストの実施時期の登録にあたっては「変更理由」欄に「実効性テストの実施時期の登録」と入力してください。入力終了後、「確認」ボタンをクリックし、入力内容に不備がなければ「実行」ボタンをクリックします(図 3-7 参照)。

注：申込の手続きについて

なお、この段階では仮申込の状態であり、実効性テストの実施時期の登録の申込は完了していませんので注意してください。

容量市場システム ログイン日時: 2020/11/12 15:06
ユーザ名: 7002担当 ア(フェーズ2) ログアウト

電源等情報変更申込画面

TOP > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報詳細画面 > 電源等情報変更申込画面

基本情報一覧

容量を提供する電源等の区分	発動指令電源 (アグリゲート)
変更区分	実効性テスト実施時期登録・変更

① 実効性テスト以外の発動実績の利用希望 * 実効性テスト以外の発動実績の利用希望の有無を指定してください。
☐ 有 ☒ 無

② 実効性テスト実施時期 実効性テスト実施の時期を指定してください。
 1: 夏季 ▼

再テスト希望	夏季	夏季の再テスト希望の有無を指定してください。 ☐ 有 ☐ 無
	冬季	冬季の再テスト希望の有無を指定してください。 ☐ 有 ☐ 無

登録済電源等リスト一覧

削除	No.	電源等リスト名
☐	1	電源等リスト1.xlsx

③ 変更理由 * 全角または半角文字で入力してください。
 実効性テストの実施時期の登録

確認

Copyright ©2020. All Rights Reserved.

図 3-7 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ

表 3-1 実効性テスト実施時期の登録時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目

No.	項目	記入内容
①	実効性テスト以外の発動実績の利用希望	「無」または「有」にチェック
②	実効性テスト実施時期	・ ①を「無」とした場合 「夏季」もしくは「冬季」を選択 ・ ①を「有」とした場合 空欄とする
③	変更理由	・ ①を「無」とした場合 「実効性テストの実施時期の登録」と記入

No.	項目	記入内容
		・①を「有」とした場合 「実効性テスト以外の発動実績を利用するため」と記入

※実効性テスト実施時期の登録の時点では、「再テスト希望」の選択は不要です。

仮申込の状態から申込を完了させるためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」の容量を提供する電源等の区分を選択後、実効性テストの実施時期を登録したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。なお、実効性テストの実施時期の登録申込では審査がありませんので、申込完了と同時に電源等情報に反映されます。

注：実効性テスト以外の発動実績の利用希望の場合の登録期限

2025年4月末日までに登録を完了してください。それまでに登録できない場合、本機関へその旨を申し出てください。

注：実効性テストの実施時期を登録できない場合の対応について

実効性テストの実施時期を2025年6月20日までに登録できない場合、本機関へその旨を申し出てください。

3.2 実効性テストの実施

本節では実効性テストの実施の手続きについて説明します(図 3-8 参照)。

- 3.2.1 実効性テストの実施指令への対応
- 3.2.2 発動実績の算定
- 3.2.3 再テスト実施有無の検討

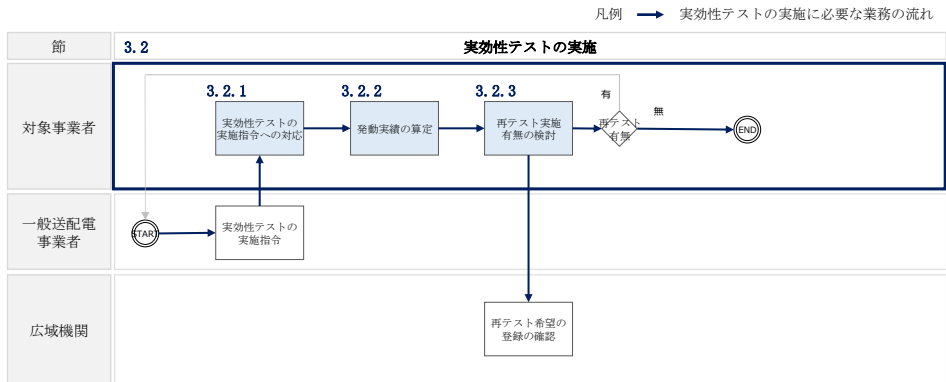


図 3-8 実効性テストの実施の詳細構成

3.2.1 実効性テストの実施指令への対応

本項では、実効性テストの実施指令への対応について説明します(図 3-9 参照)。

- 3.2.1.1 実効性テストの実施指令の受令
- 3.2.1.2 実効性テストの実施

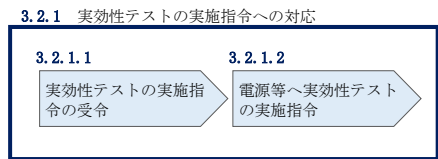


図 3-9 実効性テストの実施指令への対応

3.2.1.1 実効性テストの実施指令の受令

対象事業者は、属地一般送配電事業者から夏季（7月1日～9月30日）もしくは冬季（12月1日～2月末日）の特定の6コマに関して、3時間前までに実効性テストの実施指令をオンライン機能（簡易指令システムを含む）で受令します。

また、実効性テストの実施指令の設定時間は、9時から20時まで（土曜日、日曜日、および祝日を除く）となります。なお、実効性テストは2日連続で実施する場合があります。

他の発動実績を実効性テスト結果の代替として提出予定で、実効性テストを受けないと判断した場合、その旨をすみやかに属地一般送配電事業者に連絡して下さい。

3.2.1.2 実効性テストの実施

実効性テストの実施指令の受令後、対象事業者は、電源等リストの各リソースより供給力を提供していただきます。

※提供する供給力については、各リソースの発電販売計画または需要抑制計画へ適切に反映してください。なお、実効性テストにおける供給力については、基本的に属地一般送配電事業者とインバランス精算が行われます。ただし、①余力活用契約を締結している1地点複数応札のリソース、②実効性テスト時に需給調整市場と同時約定をしていた1地点複数応札のリソースにおけるOP等の増出力分は、属地一般送配電事業者との調整力精算となります。

3.2.2 発動実績の算定

本項では、実効性テスト実施後に行う発動実績の算定について説明します(図 3-10 参照)。

3.2.2.1 事前準備

3.2.2.2 ベースラインの算定

3.2.2.3 発動実績等の算定

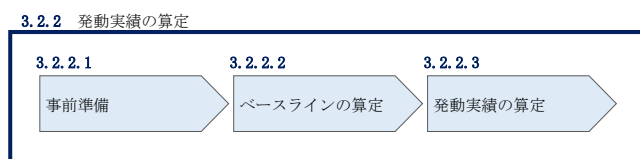


図 3-10 発動実績の算定

3.2.2.1 事前準備

実効性テストを実施した対象事業者は、発電量調整供給契約・接続供給契約（託送契約等）を締結している発電契約者・契約者（託送契約者）から、発電量調整受電電力量および接続供給電力量を取得します。

対象事業者は、以下の情報を取得します。

- ・ 電源等リストに含まれる各地点の発電量調整受電電力量および接続供給電力量
(※ 30 分値×6 コマ)
- ・ ベースライン算定に必要となる接続供給電力量 (※ 30 分値×指令日前 30 日分)

注：計量値が取得できない場合の対応について

計量値が取得できない地点がある場合、発動実績を報告する前にすみやかに電源等リストから該地点を削除してください。なお、電源等リストから当該地点を削除せずに虚偽の発動実績を報告していることが疑われた場合、本機関は、必要に応じて、提出された情報について報告者に詳細を確認する場合があります。

3.2.2.2 ベースラインの算定

実効性テストを実施した対象事業者は、電源または需要抑制のベースライン（需要端）を算定します。

＜電源のベースラインの算定方法＞

電源のベースラインは 0（1 地点複数応札の場合は、当該安定電源のアセスメント対象容量）とします。

＜需要抑制のベースライン（需要端）の算定方法＞

DR⁴実施日当日を含まない直近 5 日間のうち、DR 実施時間帯の平均需要量の多い 4 日間（high 4 of 5）の接続供給電力量を利用し、4 日間の接続供給電力量のコマ毎の平均値（＝仮ベースライン）を算定します。

次に、DR 実施時間の 5 時間前から 2 時間前までの 6 コマについて、「(DR 実施日当日のコマ毎の接続供給電力量) - (仮ベースライン)」の平均値（＝当日調整値）を算定します。

最後に、DR 実施時間帯の各コマの接続供給電力量に、当日調整値を加算し、ベースラインを算定します。なお、ベースラインがマイナスになるコマのベースラインは零とします。

⁴ ディマンドレスポンスの略。実効性テストの実施指令のみならず、他の発動実績の算定根拠となる一般送配電事業者から指令に対する需要抑制も含まれます。

需要抑制のベースライン（需要端）の算定方法については、発動実績算定諸元一覧のエクセルファイルに含まれる「(参考)ベースライン算定用シート」のシートを参考にしてください。なお、報告にあたり当該シートは入力して頂く必要はありません。

注1：DR 実施日当日を含まない直近5日間の対象について

土曜、日曜および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）、属地一般送配電事業者の指示に基づく過去のDR 実施日（対象実需給年度2025年度における発動指令電源の発動日含む）を除外します。

また、DR 実施時間帯の平均需要量が、当該日を含む直近5日間のDR 実施時間帯の平均需要量の25%未満となる場合も、当該日を除外します（図3-11参照）。

注2：4日間の選定方法について

DR 実施時間帯の平均需要量の最小日が複数ある場合、DR 実施日から最も遠い1日を除外した4日間の接続供給電力量を利用します。ただし、4日分に満たない場合、DR 実施日から過去30日以内のDR 実施日のうち、DR 実施時間帯の平均需要量が最も大きい日を加えた4日間の接続供給電力量の平均値を算定された値とします。

それでもなお4日未満の場合は、平均需要量が総平均値の25%未満の日から平均需要量が多い日から順に充当する。平均値が同じ日が複数ある場合は、発動日から最も近い日を対象とする。

注3：端数処理について

需要抑制のベースライン（需要端）の算定において、ベースライン（需要端）および計算途中での端数処理は行わない。

注4：電力需給ひっ迫等を踏まえたベースライン算定の取扱いについて

昨今の厳しい電力需給状況を踏まえ、省エネ・節電の取り組みを積極的に進めていくため容量提供事業者においては、経済DRが実施されることが想定されることから、

容量市場の実効性テストにおいては、ベースラインの算定において、以下のとおり取り扱うこととする。

1. 経済DR 実施日の取扱い

電力需給ひっ迫警報もしくは注意報が発令期間中に、当該エリアにおいて経済DRが実施された場合、容量提供事業者からの申し出に基づき、実効性テストにおけるベースライン算定において、経済DR 実施日を除外する等の対応を行います。また、広域予備率低下に伴う供給力提供通知がされた日において経済DRを実施した場合についても、同様に対応します。

2. お申し出の方法・期日

以下のとおり、容量提供事業者よりお申し出ください。

- ・連絡先：youryou_uketsuke@occto.or.jp
- ・メールタイトル：【XXXX（事業者コード）】2025 年度実効性テスト 経済 DR 実施日の報告
- ・期日：発動実績の報告まで
- ・添付資料：容量提供事業者と DR を実施した需要家との契約書等、実際に DR 指令を行ったことを示す資料（指令時のメール等）、経済 DR 実施日の報告フォーマット※

※指定様式は下記よりダウンロードしてください。

なおファイル名は「経済 DR_事業者コード_提出年月日」としてください。

[https://www.occto.or.jp/market-](https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/2027_jitsujukyu_kanren.html)

[board/market/jitsujukyukanren/2027_jitsujukyu_kanren.html](https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/2027_jitsujukyu_kanren.html)

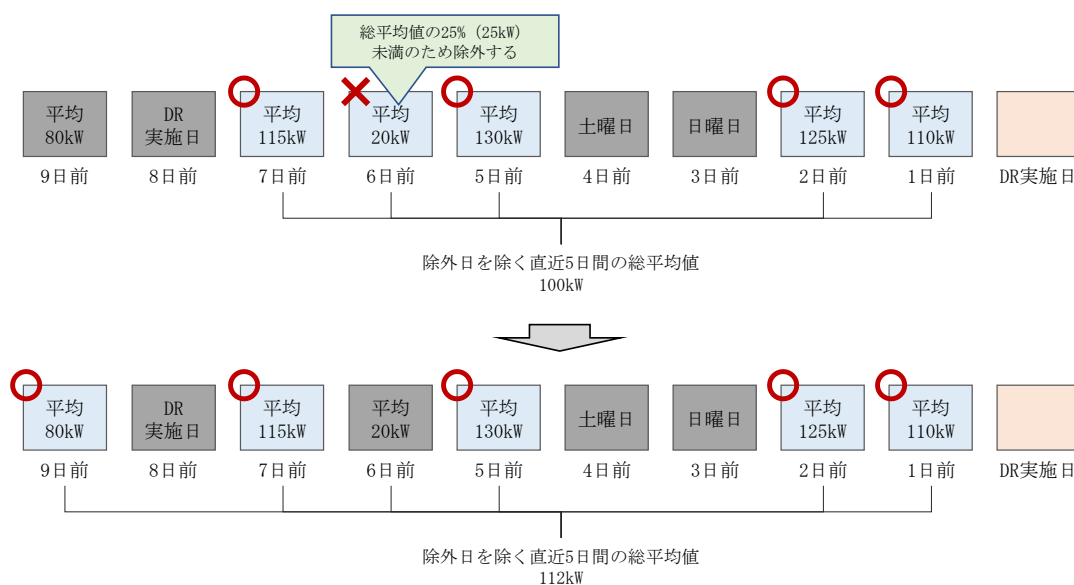


図 3-11 平日のベースライン設定における除外日のイメージ図

3.2.2.3 発動実績等の算定

実効性テストを実施した対象事業者は、電源または需要抑制の発動実績[kWh]を算定したうえで、実効性テスト後の期待容量[kW]を算定します。

＜電源の発動実績の算定方法＞

コマ毎、地点毎に、発電量調整受電電力量から電源のベースラインを減じて、電源の発動実績[kWh]を算定します。

＜需要抑制の発動実績の算定方法＞

コマ毎、地点毎に、3.2.2.2 ベースラインの算定にもとづき需要抑制のベースライン（需要端）を算定し、当該ベースラインおよび接続供給電力量を当該エリアの電圧区分毎の損失率を考慮した送電端換算値に変換します。変換後のベースライン（送電端）から接続対象電力量（送電端）を減じて、需要抑制の発動実績[kWh]を算定します。

＜電源等リスト全体の発動実績の算定方法＞

各コマ、各地点の電源の発動実績[kWh]と、各コマ、各地点の需要抑制の発動実績[kWh]を合算し、各コマの電源等リスト全体の発動実績を算定します。

＜リクワイアメント未達成量の算定方法＞

各コマの電源等リスト全体の発動実績をアセスメント対象容量（※1）（容量確保契約書を締結していない場合は期待容量）の30分kWh換算値で除してコマごとの達成率を算定し、1からコマごとの達成率を減じてコマごとの未達成率（※2）を算定します。

アセスメント対象容量（容量確保契約書を締結していない場合は期待容量）の30分kWh換算値にコマごとの未達成率を乗じてコマごとのリクワイアメント未達成量を算定します。

※1：契約電源が提供するべき供給力・メインオークションにおける応札容量（発動指令電源の調整係数反映前の値）

※2：負値となる場合は零とします。

＜実効性テスト未達成量の算定方法＞

コマごとのリクワイアメント未達成量[kWh]の6コマの合計値を3で除して実効性テスト未達成量[kW]を算定します。なお、実効性テストを2日連続で行った場合、実効性テスト未達成量[kW]の1日目、2日目、および2日間の平均値のいずれかを、対象事業者が選択することが出来ます。

＜期待容量（実効性テスト後）の算定方法＞

・実効性テスト未達成量[kW]=0の場合

各コマの電源等リスト全体の発動実績の6コマの合計値を3で除して、期待容量（実効性テスト後）を算定します。

・実効性テスト未達成量[kW]>0の場合

アセスメント対象容量（容量確保契約書を締結していない場合は実効性テスト前に登録した期待容量）から実効性テスト未達成量[kW]を減じて期待容量（実効性テスト後）を算定します。

注1：kW換算について

各コマ、各地点の電源および需要抑制の発動実績[kWh]の合計値は、6コマ×30分値であるため、kW値に変換するにあたり、6コマの合計値を3で除す必要があります。

注2：端数処理について

- ・ベースライン（送電端）[kWh]…高圧・特高は小数点以下第1位四捨五入、低圧は小数点以下第3位四捨五入
 - ・接続対象電力量（送電端）[kWh]…高圧・特高は小数点以下第1位四捨五入、低圧は小数点以下第3位四捨五入
 - ・コマごとの達成率…小数点第11位を四捨五入
 - ・コマごとの未達成率…小数点第11位を四捨五入
 - ・コマごとのリクワイアメント未達成量[kWh]…有効数字10桁とする
 - ・リクワイアメント未達成量[kWh]…有効数字10桁とする
 - ・実効性テスト未達成量[kW]…小数点以下切り上げ
 - ・期待容量（実効性テスト後）[kW]…小数点以下切り捨て
- ※上記以外は計算途中での端数処理を行わない

3.2.3 再テスト実施有無の検討

本項では、発動実績の算定後に行う再テスト実施有無の検討について説明します(図3-12参照)。

3.2.3.1 再テスト実施有無の検討

3.2.3.2 再テスト希望の登録

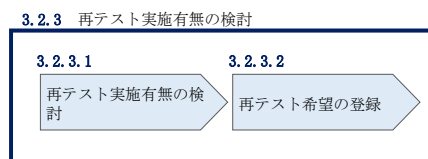


図 3-12 再テスト実施有無の検討

3.2.3.1 再テスト実施有無の検討

実効性テストを実施した対象事業者は、実効性テストの結果を踏まえたうえで実効性テストの再テストの実施有無を検討します。

同時期に再テストを希望する場合には実効性テストの1週間後、別時期に再テストを希望する場合には実効性テスト（夏季再テスト実施時は当該再テスト）の2か月後を期限とし、属地一般送配電事業者への再テスト希望時期の連絡（属地一般送配電事業者への調整にあたっては、『3.1.2 実効性テスト実施時期の調整依頼』から『3.1.3 実効性テスト実施時期の通知の確認』までの手続きをご参照ください。）を実施します。その後、すみやかに容量市場システムへの再テスト希望の登録を実施します。属地一般送配電事業者との再テスト希望時期の調整後に行う実効性テストの実施対応手続きは『3.2 実効性テストの実施』をご参照ください。

再テスト申込後に、再テストを受けないと判断した場合、その旨をすみやかに属地一般送配電事業者に連絡して下さい。

注：再テストの回数について

再テストの実施は、夏季および冬季において各1回を上限に受け付けます。属地一般送配電事業者に対して、回数上限を超えて再テストの実施は依頼できません。

3.2.3.2 再テスト希望の登録

実効性テストの再テスト希望を登録する場合には、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」から行います。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、容量を提供する電源等の区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、追加登録を行いたい電源の「電源等識別番号」をクリックして、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「実効性テスト登録」ボタンをクリックして、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」にて実効性テストに係る項目を入力します。電源等情報の追加登録にあたっては「変更理由」欄に「再テスト希望の登録」と入力してください。入力終了後、「確認」ボタンをクリックし、入力内容に不備がなければ「実行」ボタンをクリックします（図 3-13 参照）。

注：申込の手続きについて

なお、この段階では仮申込の状態であり、再テスト希望の登録の申込は完了していませんので注意してください。

図 3-13 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ

表 3-2 再テスト希望登録時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目

No.	項目	記入内容
①	再テスト希望	「夏季」または「冬季」にて、「有」をチェック ※2 回目の再テスト実施を希望する場合には、「夏季」「冬季」とも「有」にチェックが入っている状態になる
②	変更理由	「再テスト希望の登録」と記入 再テスト実施時期（夏季もしくは冬季）を記入

※再テスト希望の登録の時点では、「実効性テスト以外の発動実績の利用希望」と「実効性テスト実施時期」の選択は不要です。

仮申込の状態から申込を完了させるためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」の容量を提供する電源等の区分を選択後、電源等情報の追加登録したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。なお、再テスト希望の登録申込では審査がありませんので、申込完了と同時に電源等情報に反映されます。

3.2.3.3 再テスト希望の取下げ

再テスト希望登録後に、再テスト希望を取下げる場合には、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」から行います。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、容量を提供する電源等の区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、取下げを行いたい電源の「電源等識別番号」をクリックして、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「実効性テスト登録」ボタンをクリックして、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」にて、対象の「再テスト希望」欄の「無」をチェックし、「変更理由」欄に「再テスト希望の取下げ」と入力してください。入力終了後、「確認」ボタンをクリックし、入力内容に不備がなければ「実行」ボタンをクリックします（図 3-13 参照）。

注：申込の手続きについて

なお、この段階では仮申込の状態であり、再テスト希望の登録の取下げは完了していませんので注意してください。

基本情報一覧	
容量を提供する電源等の区分	発動指令電源（アグリゲート）

変更区分	
変更区分	実効性テスト実施時期登録・変更

実効性テスト以外の
発動実績の利用希望

*

実効性テスト以外の発動実績の利用希望の有無を指定してください。
☐有 ☒無

実効性テスト実施時期

実効性テスト実施の時期を指定してください。
1:夏季

①再テスト希望

夏季

夏季の再テスト希望の有無を指定してください。
☐有 ☒無

冬季

冬季の再テスト希望の有無を指定してください。
☒有 ☐無

登録済電源等リスト一覧

削除	No.	電源等リスト名
☐	1	電源等リスト1.xlsx

②変更理由

*

全角または半角文字で入力してください。
再テスト希望の取下げ

確認

Copyright 0000. All Rights Reserved.

図 3-14 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ

表 3-3 再テスト希望登録時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目

No.	項目	記入内容
①	再テスト希望	取下げ対象の時期（「夏季」・「冬季」）にて、「無」をチェック
②	変更理由	「再テスト希望の取下げ」と記入

3.3 実効性テスト後手続き

本節では実効性テスト実施後に行う手続きについて説明します(図 3-15 参照)。

3.3.1 発動実績の報告依頼の確認

3.3.2 発動実績の報告

3.3.3 発動実績に関する審査結果の確認 (突合結果一致)

3.3.4 発動実績に関する審査結果の確認 (突合結果不一致)

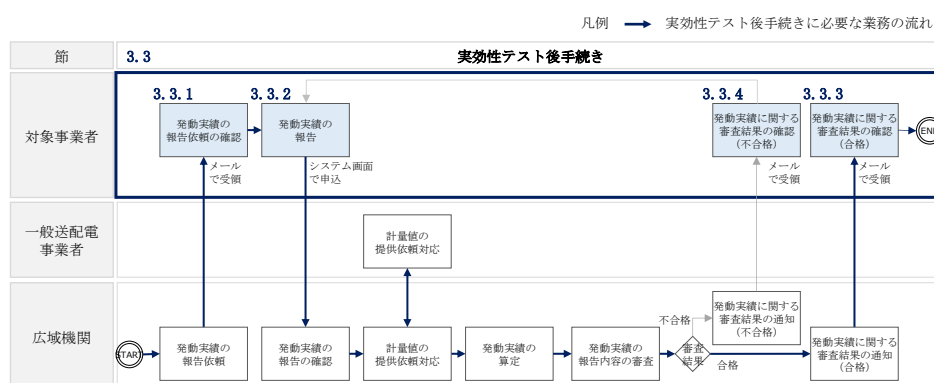


図 3-15 実効性テスト後手続きの詳細構成

3.3.1 発動実績の報告依頼の確認

本項では、発動実績の報告依頼の確認の手続きについて説明します (図 3-16 参照)。

3.3.1.1 発動実績の報告依頼の受領

3.3.1 発動実績の報告依頼の確認

3.3.1.1

発動実績の報告依頼の受領

図 3-16 発動実績の報告依頼の確認

3.3.1.1 発動実績の報告依頼の受領

2026 年 2 月上旬頃、全ての電源等リスト登録者 (市場退出したものを除く) へ、発動実績の報告依頼が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

発動実績（実効性テストによる発動実績もしくは他の発動実績）を報告していない対象事業者は、2026年3月10日までに、発動実績を報告する必要があります。

3.3.2 発動実績の報告

本項では、発動実績の報告について説明します(図 3-17 参照)。2026年3月10日までに、実効性テストによる発動実績もしくは他の発動実績を報告します。

- 3.3.2.1 事前準備
- 3.3.2.2 発動実績の登録内容の入力
- 3.3.2.3 発動実績の登録の仮申込
- 3.3.2.4 発動実績の登録の申込完了

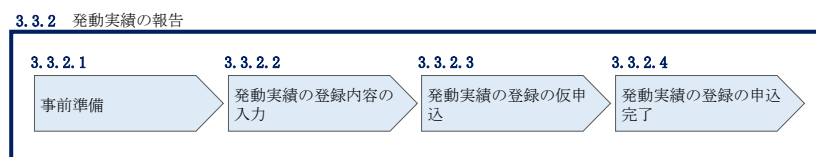


図 3-17 発動実績の報告

注1：発動実績の自主的な報告について

本機関からの発動実績の報告依頼の受領前であっても、発動実績を報告することは可能です。

注2：発動実績の未報告時の対応について

2026年3月10日までに発動実績を報告しない場合、容量確保契約書を締結済の発動指令電源は市場退出（全量退出）となりますので、注意してください。市場退出の場合、本機関より市場退出内容が通知された後、「容量市場業務マニュアル（実需給前に実施すべき業務（全般）編）（対象実需給年度：2027年度）」の第2章2.6と第3章を参照し、手続きを行ってください。ただし、2026年2月に実効性テストを実施し、3月10日までに発動実績が報告できない場合、本機関へその旨を申し出てください。

また、上記の場合、容量確保契約書を締結していない発動指令電源は、調達オークションの参加や、差替契約の締結が不可能となります。

注3：実需給年度中の発動実績の報告方法、提出期限については実需給を対象とした業務マニュアルで別途お知らせします。

発動実績算定諸元一覧（EXCEL ファイル）（様式 10）を作成します。発動実績算定諸元一覧の作成単位は、電源等リスト単位です。

発動実績算定諸元一覧は本機関のホームページの容量市場のページ⁵よりダウンロードの上、必要な項目を入力します（表 3-4、表 3-5、表 3-6、表 3-7、表 3-8 参照）。

実効性テストによる発動実績を報告する場合には、夏季もしくは冬季の実効性テストの実施結果を入力します。再テストを実施している場合には、対象事業者が任意に選択した再テストを含む実効性テストの実施結果を選択できます。また、他の発動実績を代替して報告することも可能です。

作成した発動実績算定諸元一覧のファイル名は、「「エリア_発動実績_事業者コード_対象実需給年度_電源等識別番号_A 枝番（ファイルを分割して提出する場合のみ）_R 改訂回数.xlsx」」としてください。なお、ファイルサイズが、4MB を超える、もしくは内訳が 10,000 件を超える場合には、ファイルを分割し、提出してください。

東京_発動実績_0123_2027_0123456789_R0.xlsx

エリア 事業者 対象実 電源等 R 改定番号
コード 需給年度 識別番号

※枝番は不要です。

・ 1 個目 東京_発動実績_0123_2027_0123456789_A1_R0.xlsx

└───┬───┬───┬───┬───┬───┘

エリア 事業者 対象実 電源等 A 枝番 R 改定番号
 コード 需給年度 識別番号

・ 2 個目 東京_発動実績_0123_2027_0123456789_A2_R0.xlsx

エリア 事業者 対象実 電源等 A 枝番 R 改定番号
コード 需給年度 識別番号

※枝番を付けてください。

⁵ <https://www.occto.or.jp/market-board/market/index.html>

注1：他の発動実績の報告について

具体的な代替可能となる実績は、実効性テストの実施年度の一般送配電事業者からの発動指令の対応の実績が有効となります。例えば、対象実需給年度が2027年度の場合、2025年度に発動された発動指令の実績が報告の対象になります。

他の発動実績を代替として利用する場合、電源等リストに記載されている全ての地点が、同一指令（一般送配電事業者からの同一期間に対する指令）に応じた電源等である必要があります。

他の発動実績を容量市場システムに提出していただく際は、『3.3.2.2 発動実績の登録内容の入力』をご参照ください。

注2：2日連続で実効性テストを実施した場合について

実効性テスト未達成量の1日目、2日目、および2日間の平均値のいずれかを、対象事業者が選択の上、本機関に提出いただきます。ただし、2日間の平均値を選択した場合は1日目、2日目の発動実績等についても報告いただきます。

表 3-4 発動実績算定諸元一覧の記載項目（発動実績シート）

No.	項目	留意点
①	容量を提供する電源等の区分	「発動指令電源」と記入
②	事業者名	電源等リストに記入した事業者名を記入
③	事業者コード	電源等リストに記入した事業者コードを記入
④	電源等リストの名称	電源等リストに記入した電源等リストの名称を記入
⑤	エリア名	電源等リストに記入したエリア名を記入
⑥	（リスト単位の）系統コード	電源等リストに記入した（リスト単位の）系統コードを記入
⑦	発動開始日時	発動開始日時を記入
⑧	応札容量または期待容量[kW]	容量確保契約書を締結している場合はメインオークションにおける応札容量※を記入。容量確保契約書を締結していない場合は容量市場システムに登録した電源等リスト単位の期待容量を記入。 ※容量確保契約容量は発動指令電源の調整係数反映後の値のため記載しない。

No.	項目	留意点
⑨	発動実績（電源）	発動実績算定諸元一覧が 1 ファイルの場合、表 3-4 の記載項目（電源シート）の記入により自動算定。ただし、発動実績算定諸元一覧が 2 ファイル以上に分かれる場合、2 ファイル目以降の実績を 1 ファイル目に記入が必要。10 ファイル以上に分割した場合は、1 ファイル目の 10 ファイル目分の実績記入欄に 10 ファイル以上分の実績を合算して入力。
⑩	発動実績（需要抑制）	発動実績算定諸元一覧が 1 ファイルの場合、表 3-5 の記載項目（需要抑制シート）の記入により自動算定。ただし、発動実績算定諸元一覧が 2 ファイル以上に分かれる場合、2 ファイル目以降の実績を 1 ファイル目に記入が必要。10 ファイル以上に分割した場合は、1 ファイル目の 10 ファイル目分の実績記入欄に 10 ファイル以上分の実績を合算して入力。
⑪	発動実績（合計）	⑨⑩の記入により自動算定
⑫	コマごとの達成率	
⑬	コマごとの未達成率	
⑭	コマごとのリクワイアメント未達成量[kWh]	
⑮	リクワイアメント未達成量[kWh]	
⑯	実効性テスト未達成量[kW]	
⑰	期待容量（実効性テスト後）[kW]	

表 3-5 発動実績算定諸元一覧の記載項目（電源シート）

No.	項目	留意点
①	受電地点特定番号	電源等リストに記入した受電地点特定番号を記入
②	電源等の名称	電源等リストに記入した電源等の名称を記入
③	B G コード	電源等リストに記入した B G コードを記入

No.	項目	留意点
④	計量・仕訳区分	電源等リストに記入した計量・仕訳区分を記入（表 2-7 計量・仕訳区分参照）
⑤	ベースライン[kWh]	「0」で固定（入力不要） ※1 地点複数応札の場合は安定電源のアセスメント対象容量を記入
⑥	発電量調整受電電力量[kWh]	属地一般送配電事業者から受領した「発電者の仕訳後の電力量のお知らせ」を参照して記入して下さい。 なお、④を記入した地点については、表 3-6 計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法を参照して記入して下さい。 ※6 コマ分
⑦	発動実績[kWh]	⑥の記入により自動算定

表 3-6 発動実績算定諸元一覧の記載項目（需要抑制シート）

No.	項目	留意点
①	対象エリアの損失率[%]	属地一般送配電事業者の託送供給等約款を参照して電圧区分ごとに記入
②	需要家名	電源等リストに記入した需要家名を記入
③	電圧区分	地点の供給電圧をもとに電圧区分（低圧、高圧、特高）を記入
④	計量・仕訳区分	電源等リストに記入した計量・仕訳区分を記入（表 2-7 計量・仕訳区分参照）
⑤	ベースライン（需要端）[kWh]	確定使用量を用いて、3.2.2.2 ベースラインの算定を参照して記入 なお、部分供給の場合は全量の値を用いて算定したベースラインを記入 自己託送地点の場合は小売供給分の値を用いて算定したベースラインを記入 ※6 コマ分

No.	項目	留意点
⑥	接続供給電力量（需要端）[kWh]	確定使用量を参照して記入 なお、部分供給の場合は全量の値を記入 自己託送地点の場合は小売供給分の値を記入 ※6 コマ分
⑦	ベースライン（送電端）[kWh]	①③⑤の記入により自動算定
⑧	接続対象電力量（送電端）[kWh]	①③⑥の記入により自動算定
⑨	発動実績[kWh]	① ③⑤⑥の記入により自動算定
⑩	ベースライン算定において除外した日付	ベースライン算定における除外日として除外した日付（yyyy/mm/dd）を記載ください ・ 属地一般送配電事業者の指示に基づく過去の DR 実施日（対象実需給年度 2025 年度における発動指令電源の発動日含む） ・ 電力需給ひっ迫警報もしくは注意報が発令期間中に、当該エリアにおいて経済 DR が実施された場合の経済 DR 実施日※1 ・ 広域予備率低下に伴う供給力提供通知がされた日において経済 DR を実施した場合の経済 DR 実施日※1 ※1 実施時に本機関への申し出が必要となります。（本マニュアル「3.2.2.2 ベースラインの算定 注4」参照）

表 3-7 電源シートの計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法

No.	計量・仕訳区分	留意点
①	バイオマス（混焼）非 FIT 分	・ 以下の手順で計量値を算定する。 (1) バイオマス FIT・非 FIT ペアフラグが同じ番号の非 FIT 分、FIT 分の計量値をコマごとに合算 (2) 合算値×（100－バイオマス比率[%]※）÷100 によりコマごとの非 FIT 分の計量値を算出し記入する。 ※電源等リストの「バイオマス比率」欄に記入した数値
②	バイオマス（混	FIT 分の実績は零を記入（実需給年度前に FIT 制度に基づく

No.	計量・仕訳区分	留意点
	焼) FIT 分	買取が終了する場合、またはバイオマス比率を零に変更する予定の場合についても①の非 FIT 分の実績が含まれる。）
③	差分計量 非 FIT 分	差分計量により仕訳された非 FIT 分の計量値であることを、BG コードにより確認し記入
④	差分計量 FIT 分	差分計量により仕訳された FIT 分の計量値であることを、BG コードにより確認し記入（実需給年度前に FIT 制度に基づく買取が終了することが前提）
⑤	按分計量 非 FIT 分	按分計量により仕訳された非 FIT 分の計量値であることを、BG コードにより確認し記入
⑥	按分計量 FIT 分	差分計量により仕訳された FIT 分の計量値であることを、BG コードにより確認し記入（実需給年度前に FIT 制度に基づく買取が終了することが前提）
⑦	部分買取	部分買取により仕訳された計量値について、電源等リストへ登録した地点ごとの BG コードにより確認し記入。なお、部分買取により仕訳された計量値であっても、電源等リストに記載されていない地点（BG コード）については、当該実績分は評価されません。
⑧	自己託送地点	発電計画により仕訳された自己託送以外の計量値であることを、BG コードにより確認し記入

表 3-8 需要抑制シートの計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法

No.	計量・仕訳区分	留意点
①	部分供給（全量）	部分供給を受けている需要家は接続供給電力量の全量を記入
②	自己託送地点	自己託送需要以外（小売供給による需要）の接続供給電力量を記入

注1：計量値の取得について

容量提供事業者が託送契約(接続供給契約・発電量調整供給契約等)を締結していない場合、託送契約等を締結している事業者から計量値(発電実績・需要実績)の提供を受ける環境を整えていただく必要があります。

一般送配電事業者から各地点の計量値を取得できるのは、託送契約等を締結している事業者であり、容量提供事業者が託送契約等を締結していない場合、一般送配電事業者から計量値を取得することはできません。

注2：買取上限の設定について

FIT 制度において月単位での買取上限の設定を行う旨申請した上で、非バイオマス発電部分(FIT 買取上限の範囲外)について容量市場へ参加していただきます。

(電力・ガス基本政策小委員会 第30回制度検討作業部会)

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/030_04_03.pdf

注3：端数処理について

バイオマス(混焼)非FIT分…高圧・特高は小数点以下第1位四捨五入、低圧は小数点以下第3位四捨五入

3.3.2.2 発動実績の登録内容の入力

容量市場システムにて、発動実績に関する項目を登録し、発動実績算定諸元一覧をアップロードします。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「期待容量情報管理」リンクをクリックして、「期待容量情報一覧画面」へ進みます。検索したい期待容量情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックして、検索結果が「期待容量情報一覧」に表示されます。次に、「期待容量情報一覧画面」で期待容量を変更したい電源の「期待容量番号」リンクをクリックして、「期待容量情報詳細画面」へ進みます。

「期待容量情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックして、「期待容量情報変更申込画面」へ進みます。

「期待容量情報変更申込画面」にて、必要項目の入力および書類の追加を行います。期待容量の変更にあたっては「変更理由」欄に変更理由を記入してください(図

3-18 参照)。実効性テストによる発動実績と他の発動実績を提出する場合で「変更理由」の入力内容が異なります（表 3-9、表 3-10 参照）。

書類の追加については、「期待容量情報変更申込画面」の「発動実績算定諸元一覧ファイル（追加）」の「ファイル選択」ボタンをクリックして、発動実績算定諸元一覧（EXCEL ファイル）をアップロードします。

注：実効性テスト後の期待容量について

実効性テスト後の期待容量がアセスメント対象容量（※1）を上回る場合、容量確保契約容量（※2）は変更されず、期待容量のみが変更されます。また、実効性テスト後の期待容量がアセスメント対象容量を下回る場合、容量確保契約容量および期待容量が変更されます。

なお、メインオークション時に登録していた期待容量と実効性テスト後の期待容量が異なる場合も、上記と同様に実効性テスト後の期待容量に変更されます。

※1：契約電源が提供すべき供給力・メインオークションにおける応札容量（発動指令電源の調整係数反映前の値）

※2：締結した容量確保契約書における契約容量（発動指令電源の調整係数反映後の値）

容量市場システム

ログイン日時: 2026/11/12 11:49
ユーザ名: 7Y02担当 ア(フェーズ2) ログアウト

期待容量情報変更申込画面

TOP > 参加登録 > 期待容量情報管理 > 期待容量情報一覧画面 > 期待容量情報詳細画面 > 期待容量情報変更申込画面

期待容量番号	0000001413
事業者コード	7Y02
参加登録申請者名	事業者B
電源等識別番号	0000001627
容量を提供する電源等の区分	発動指令電源 (アグリゲート)
電源等の名称	事業者B000_発動指令1
実需給年度	2034
設備容量[kW]	
同時最大受電電力[kW]	
エリア名	北陸

①

期待容量[kW]

*

半角数字で入力してください。

100000

②

変更後期待容量[kW]

*

半角数字で入力してください。

XXXXXX

③

実効性テスト・発動実績値登録

*

実効性テスト・発動実績値登録の完了・未完了を指定してください。

☒ 完了 ☐ 未完了

④

変更理由

*

全角または半角文字で入力してください。

...

実効性テストによる発動実績 (2025 年夏季)

2025/08/01 (金) 12:00-15:00

提出書類一覧

アップロードする添付ファイルを選択してください。

発動実績算定諸元一覧

アップロードする発動実績算定諸元一覧ファイルを選択してください。

発動実績算定諸元一覧 (EXCEL ファイル) を「ファイル選択」ボタンからアップロードしてください。

図 3-18 「期待容量情報変更申込画面」の画面イメージ

表 3-9 「期待容量情報変更申込画面」での入力・選択項目一覧
(実効性テストによる発動実績)

No.	項目	留意点
①	変更後期待容量 (kW)	実効性テストにより算出された期待容量(実効性テスト後) (kW) を入力 ※ 1,000kW 未満の場合も入力
②	実効性テスト・発動実績値登録	「完了」にチェック
③	変更理由	発動実績の種別、実効性テストの実施時期、発動年月日および開始時刻・終了時刻を記入 例) 実効性テストによる発動実績 (2025 年夏季) 2025/08/01 (金) 12:00-15:00

表 3-10 「期待容量情報変更申込画面」での入力・選択項目一覧
(他の発動実績)

No.	項目	留意点
①	変更後期待容量 (kW)	他の発動実績(一般送配電事業者からの発動指令の対応の実績)を参照し算出された電源等リスト全体の期待容量(送電端換算値) (kW) を入力 なお、発動実績を算定済みではない場合、『3.2.2 発動実績の算定』を参照し他の発動実績を算定してください ※1,000kW 未満の場合も入力
②	実効性テスト・発動実績値登録	「完了」にチェック
③	変更理由	発動実績の種別、他の発動実績の基になる発動指令の発動年月日および開始時刻・終了時刻を記入 例) 他の発動実績 (2025 年発動) 2025/08/15 (金) 12:00-15:00

3.3.2.3 発動実績の登録の仮申込

入力完了後、内容を確認し「確認」ボタンをクリックして、「期待容量情報変更申込確認画面」へ進みます。

「期待容量変更申込確認画面」にて、入力内容を再度確認します。申請内容に誤りがない場合は「実行」ボタンをクリックし、「完了画面」に進みます。申請内容を修正する場合は、「戻る」ボタンをクリックして、「期待容量変更申込画面」に戻ります。

注：申込の手続きについて

なお、この段階では仮申込の状態であり、登録の申込は完了していませんので注意してください。

3.3.2.4 発動実績の登録の申込完了

仮申込の状態から申込を完了させるためには、「ポータルトップ画面」から「審査」タブの「期待容量情報審査管理」をクリックし、「期待容量情報審査画面」へ進みます。

「期待容量情報審査画面」で検索したい期待容量情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込ID」リンクをクリックして「期待容量申込情報画面」で内容を確認できます。「期待容量情報審査画面」でチェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨が、登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

なお、当該申込の審査が始まる前に限り、申込の取下げが可能です。「審査申込状況一覧」にて「詳細」リンクをクリックして、「期待容量情報審査詳細画面」で「申込情報取下げ」ボタンをクリックすることで、申込が取下げられます。

3.3.3 発動実績に関する審査結果の確認（突合結果一致）

本項では、発動実績に関する審査結果の確認の手続きを説明します(図 3-19 参照)。
対象事業者が申告した発動実績値が本機関の発動実績の算定値と一致した場合、審査結果および期待容量の変更登録が完了した旨の通知が送付されます。

3.3.3.1 審査結果等の通知の受領（発動実績の登録申込）

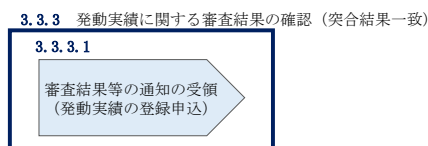


図 3-19 発動実績に関する審査結果の確認（突合結果一致）

3.3.3.1 審査結果等の通知の受領（発動実績の登録申込）

発動実績の審査完了後、審査結果を通知するため、3.3.2.4 発動実績の登録の申込完了で登録された期待容量の申込情報を本機関で変更します。（本機関による変更の際も、申込が完了すると、その旨が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。）変更の際に「変更後期待容量」欄へ本機関にて評価した期待容量を入力し、提出された発動実績算定諸元一覧（EXCEL ファイル）と合わせて、本機関による発動実績の審査結果(CSV ファイル)を容量市場システムにアップロードしますので、期待容量の登録が完了した旨が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されましたら、内容を確認してください。

注：期待容量の値に基づく対応について

容量確保契約書を締結済の発動指令電源は、実効性テスト後の期待容量に発動指令電源の調整係数を反映した値が 1,000kW 未満である場合、市場退出（全量退出）となります。また、実効性テスト後の期待容量に発動指令電源の調整係数を反映した値が 1,000kW を上回っているものの容量確保契約容量を下回っている場合、容量確保契約容量と実効性テスト後の期待容量に発動指令電源の調整係数を反映した値の差分が市場退出（部分退出）となります。本機関より市場退出内容が通知された後、「容量市場業務マニュアル(実需給前に実施すべき業務(全般)編)（対象実需給年度：2027 年度）」の第 2 章 2.6 と第 3 章を参照し、すみやかに手続きを行ってください。2026 年 4 月 10 日までに市場退出の手続きがされない場合、本機関により市場退出の手続きを行います。

容量確保契約書を締結していない発動指令電源について、実効性テスト後の期待容量に発動指令電源の調整係数を反映した値が1,000kW未満であった場合、調達オークションへの参加や、差替先としての電源等差替ができません。

3.3.4 発動実績に関する審査結果の確認（突合結果不一致）

本項では、発動実績に関する審査結果の確認の手続きを説明します(図 3-20 参照)。対象事業者が申告した発動実績値が本機関の発動実績の算定値と一致しなかった場合、審査結果および期待容量の変更登録が否認された旨の通知が送付されます。

3.3.4.1 審査結果等の通知の受領（発動実績の登録申込）

3.3.4 発動実績に関する審査結果の確認（突合結果不一致）

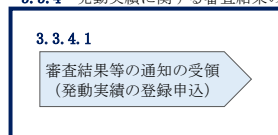


図 3-20 発動実績に関する審査結果の確認（突合結果不一致）

3.3.4.1 審査結果等の通知の受領（発動実績の登録申込）

発動実績の審査完了後、審査結果を通知するため、3.3.2.4 発動実績の登録の申込完了で登録された期待容量の申込情報を本機関で変更します。（本機関による変更の際も、申込が完了すると、その旨が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。）変更の際に「変更後期待容量」欄へ本機関にて評価した期待容量を入力し、提出された発動実績算定諸元一覧（EXCEL ファイル）と合わせて、本機関による発動実績の審査結果(CSV ファイル)を容量市場システムにアップロードしますので、否認された旨の通知が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されましたら、内容を確認してください。

なお、不一致の理由は「期待容量情報審査詳細画面」で確認できます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「期待容量審査情報管理」リンクをクリックして、「期待容量情報審査画面」へ進みます。

「期待容量情報審査画面」で、検索したい期待容量情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。

審査結果が不合格となっている期待容量情報の「詳細」リンクをクリックして「期待容量情報審査詳細画面」に進み、「審査内容一覧」の審査コメントを確認します。審

査コメントを踏まえて、再度『3.3.2 発動実績の報告』の手続きを実施してください。

注：発動実績に関する報告内容の不備が解消されない場合の対応について

発動実績に関する報告内容の不備が解消されない場合、容量確保契約書を締結済の発動指令電源は市場退出（全量退出）となりますので、注意してください。市場退出の場合、本機関より市場退出内容が通知された後、「容量市場業務マニュアル(実需給前に実施すべき業務(全般)編)（対象実需給年度：2027年度）」の第2章2.6と第3章を参照し、手続きを行ってください。2026年4月10日までに不備が解消されない場合、本機関により市場退出の手続きを行います。

ただし、2026年2月に実効性テストを実施し、4月10日までに不備が解消できない場合、本機関へその旨を申し出てください。

また、上記の場合、容量確保契約書を締結していない発動指令電源は、調達オークションの参加や、電源等差替ができません。

Appendix.1 様式一覧

様式 1	発電事業届出書
様式 2	電気工作物変更届出書
様式 3	自家用電気工作物使用開始届出書
様式 4	特定自家用電気工作物接続届出書
様式 5	接続検討回答書
様式 6	工事計画届出書
様式 7	発電量調整供給契約にもとづく受電地点明細表
様式 8	再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）
様式 9	電源等リスト
様式 10	発電実績算定諸元一覧

様式1 発電事業届出書

様式第 31 の 17（第 45 条の 19 関係）

発電事業届出書

年 月 日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名） 印

次のとおり発電事業を営みたいので、電気事業法第 27 条の 27 第 1 項の規定により届け
出ます。

										備考
主たる営業所				名称						
				所在地						
その他の営業所				名称						
				所在地						
	発電所の名称	設置の場所 （都道府県 市区町村を 記載すること。）	原動 力の 種類	周波 数	出力	特定発 電用電 気工作 物の出 力	特定発 電用電 気工作 物の接 続最大 電力	供給 の相 手方	供給の 内容	
電用の電気工作物										
専ら自己の消費の用に供する発電用の電気工作物										
事業開始の予定年月日										
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先										

備考 1 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。
2 一般送配電事業者にその一般送配電事業の用に供するための電気を発電し、当該電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方及びその

様式2 電気工作物変更届出書

電気工作物変更届出書

年 月 日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり電気工作物の変更をしたい（変更をした）ので、電気事業法第9条第1項（第9条第2項）の規定により届け出ます。

電気事業の用に供する電気工作物		変 更 前	変 更 後	備 考
発電 電気 工作 物の 物	設置の場所（都道府県市区町村を記載すること。）			
	原動力の種類			
	周波数			
	出力			
変電 電気 工作 物の 物	設置の場所（都道府県市区町村を記載すること。）			
	周波数			
	出力			
送電 用の 電気 工作 物の 物	設置の場所（都道府県市区町村を記載すること。）			
	電気方式			
	設置の方法			
	回線数			
	周波数			
	電圧			
配電 用の 電気 工作 物の 物	電気方式			
	周波数			
	電圧			

- 備考1 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。
- 2 送電線路の回線数が設計回線数と異なる場合は、設計回線数を備考欄に記載すること。
- 3 送電線路の電圧が設計電圧と異なる場合は、設計電圧を備考欄に記載すること。
- 4 当該項目のない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式 5 接続検討回答書

接続検討回答書

(高圧版)

別添

様式 AP8-20181001

回答日

年 月 日

1. 申込者等の概要

申込者	
検討者	

2. 接続検討の申込内容

発電者の名称	
発電場所(住所)	
最大受電電力	
アクセス設備の運用開始希望日	

3. 接続検討結果

(1) 希望受電電力に対する連系可否

(a) 連系可否：可・否 (※但し、「(5) 申込者に必要な対策」が必要となります)

(b) (連系否の場合) 否とする理由：

(c) (連系否の場合) 代替案または代替案を示せない理由：

(d) (連系否の場合) 連系可能な最大受電電力：

(2) 系統連系工事の概要(工事費負担金工事以外も含めた全ての工事)

(a) 工事概要図

(b) 連系点・送電線ルートを選定理由：

(c) 工事の必要性と設備規模：

様式 6 工事計画届出書

(事業場番号)

工事計画届出書

年 月 日

殿

〒
住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

印

電気事業法第 48 条第 1 項の規定により別紙工事計画書のとおり工事の計画を届け出ます。

様式7 発電量調整供給契約にもとづく受電地点明細表

契約書番号:

No.	受電地点特定番号	発電者	発電場所	受電地点明細表(高圧以上)		同時最大 受電電力	不備送電 ピーク電力	不備送電 ピーク電力	受電方式	契約期間	受電電圧	計量電圧	受電地点別	受電地点コード	P.T.位置	契約運用開始日	基準値算出日	その他特記事項
				契約 受電電力	同時最大 受電電力													

受電地点明細表(高圧以上)

受電地点特定番号	発電者	発電場所	受電地点	契約 受電電力	同時最大 受電電力

様式8 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）

通知書様式 A（表面）		通知書様式 A（裏面）	
経 済 産 業 省		3. 条件	
① 番 号 平成28年6月1日		平成28年6月1日の翌日から起算して270日後の日（以下、「期限」という。）※までに、①土地の取得・賃借等により認定に係る場所が確保されていること、及び、②認定に係る仕様での設備の取付けが行われていること、又は、③再生可能エネルギー電気の供給を開始していること、を証する書類（以下、「証拠書類」という。）を、別紙1の申立書とともに、認定を受けた各経済産業局へ提出すること（必要）。	
経済産業株式会社 代表取締役社長 経済 太郎 殿		期限内に証拠書類が提出されない場合、又は期限内に証拠書類が提出された場合でも、審査の結果、証拠書類が上記①及び②、又は③の事実を証するに足りると認められない場合には、本認定は、期限の翌日以降付与にわたり失効します。	
経済産業大臣 名		また、期限内に証拠書類が提出された場合には、審査が行われている期間中（当該書類の提出から、受理印付き申立書の写し又は失効通知書が到達するまで）は、期限が延長されたものとみなします。ただし、当該期間中の証拠書類の追加提出は認めません。	
再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）		証拠書類の審査に要する標準処理期間は30日間とします。	
②		なお、期限が270日後の日の場合であって、電力会社による接続契約の申込みの受領から接続契約締結までの期間（以下「接続契約に要する期間」という。）が、180日を超えた事実がある場合は、期限を、認定日の翌日から起算して360日後の日まで延長することとし、また、この延長が行われた場合において、接続契約に要する期間が270日を超えた事実がある場合は、期限を、認定日の翌日から起算して450日後の日まで延長します。	
③ 平成28年3月30日付けをもって申請があった上記の件については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり条件を付して再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定をしたので、通知します。		この期限の延長を申し出る場合には、期限までに、別紙2の電力会社による証明書を、別紙1の申立書とともに、認定を受けた各経済産業局へ提出すること（必要）。	
1. 発電事業者情報		4. 備考	
④		⑦ 本認定に係る申請の到達日は平成28年4月1日であったため、当該日付時点の運用基準により審査しました。	
⑤		⑧ 法第9条第1項の経済産業大臣の規定、又は、平成24年経済産業省告示第139号に規定する法第6条第4項に規定する経済産業大臣の認定への該当の有無： ☒ 有 ☐ 無	
⑥		⑨ 運転開始後1か月以内に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第7の2の再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報を提出してください。なお、本設備については、以下のID、パスワードを用いた電子報告が原則となりますので、専用ページ http://www.fei.go.jp/ からログインの上、提出をお願いします。	
⑦		⑩ ログインID：12345678 パスワード：ABCDEFGH	
⑧		⑪ 「地方税法第七十二条の四に規定する国及び法人」の該当の有無： ☐ 有 ☒ 無	
⑨		⑫ ⑬	
⑩		⑭	
⑪		⑮	
⑫		⑯	
⑬		⑰	
⑭		⑱	
⑮		⑲	
⑯		㉑	
⑰		㉓	
⑱		㉕	
⑲		㉗	
㉑		㉙	
㉓		㉛	
㉕		㉝	
㉗		㉟	
㉙		㊱	
㉛		㊳	
㉝		㊵	
㉟		㊷	
㊱		㊹	
㊳		㊻	
㊵		㊽	
㊷		㊿	
㊹		㋀	
㊻		㋂	
㊽		㋄	
㊿		㋆	
㋀		㋈	
㋂		㋊	
㋄		㋌	
㋆		㋎	
㋈		㋐	
㋊		㋒	
㋌		㋔	
㋎		㋖	
㋐		㋘	
㋒		㋚	
㋔		㋜	
㋖		㋞	
㋘		㋠	
㋚		㋡	
㋜		㋣	
㋞		㋤	
㋠		㋥	
㋡		㋦	
㋣		㋧	
㋤		㋨	
㋥		㋩	
㋦		㋪	
㋧		㋫	
㋨		㋬	
㋩		㋭	
㋪		㋮	
㋫		㋯	
㋬		㋰	
㋭		㋱	
㋮		㋲	
㋯		㋳	
㋰		㋴	
㋱		㋵	
㋲		㋶	
㋳		㋷	
㋴		㋸	
㋵		㋹	
㋶		㋺	
㋷		㋻	
㋸		㋼	
㋹		㋽	
㋺		㋾	
㋻		㋿	
㋼		㌀	
㋽		㌁	
㋾		㌂	
㋿		㌃	
㌀		㌄	
㌁		㌅	
㌂		㌆	
㌃		㌇	
㌄		㌈	
㌅		㌉	
㌆		㌊	
㌇		㌋	
㌈		㌌	
㌉		㌍	
㌊		㌎	
㌋		㌏	
㌌		㌐	
㌍		㌑	
㌎		㌒	
㌏		㌓	
㌐		㌔	
㌑		㌕	
㌒		㌖	
㌓		㌗	
㌔		㌘	
㌕		㌙	
㌖		㌚	
㌗		㌛	
㌘		㌜	
㌙		㌝	
㌚		㌞	
㌛		㌟	
㌜		㌠	
㌝		㌡	
㌞		㌢	
㌟		㌣	
㌠		㌤	
㌡		㌥	
㌢		㌦	
㌣		㌧	
㌤		㌨	
㌥		㌩	
㌦		㌪	
㌧		㌫	
㌨		㌬	
㌩		㌭	
㌪		㌮	
㌫		㌯	
㌬		㌰	
㌭		㌱	
㌮		㌲	
㌯		㌳	
㌰		㌴	
㌱		㌵	
㌲		㌶	
㌳		㌷	
㌴		㌸	
㌵		㌹	
㌶		㌺	
㌷		㌻	
㌸		㌼	
㌹		㌽	
㌺		㌾	
㌻		㌿	
㌼		㍀	
㌽		㍁	
㌾		㍂	
㌿		㍃	
㍀		㍄	
㍁		㍅	
㍂		㍆	
㍃		㍇	
㍄		㍈	
㍅		㍉	
㍆		㍊	
㍇		㍋	
㍈		㍌	
㍉		㍍	
㍊		㍎	
㍋		㍏	
㍌		㍐	
㍍		㍑	
㍎		㍒	
㍏		㍓	
㍐		㍔	
㍑		㍕	
㍒		㍖	
㍓		㍗	
㍔		㍘	
㍕		㍙	
㍖		㍚	
㍗		㍛	
㍘		㍜	
㍙		㍝	
㍚		㍞	
㍛		㍟	
㍜		㍼	
㍝		㍽	
㍞		㍾	
㍟		㍿	
㍼		㎀	
㍽		㎁	
㍾		㎂	
㍿		㎃	
㎀		㎄	
㎁		㎅	
㎂		㎆	
㎃		㎇	
㎄		㎈	
㎅		㎉	
㎆		㎊	
㎇		㎋	
㎈		㎌	
㎉		㎍	
㎊		㎎	
㎋		㎏	
㎌		㎐	
㎍		㎑	
㎎		㎒	
㎏		㎓	
㎐		㎔	
㎑		㎕	
㎒		㎖	
㎓		㎗	
㎔		㎘	
㎕		㎙	
㎖		㎚	
㎗		㎛	
㎘		㎜	
㎙		㎝	
㎚		㎞	
㎛		㎟	
㎜		㎠	
㎝		㎡	
㎞		㎢	
㎟		㎣	
㎠		㎤	
㎡		㎥	
㎢		㎦	
㎣		㎧	
㎤		㎨	
㎥		㎩	
㎦		㎪	
㎧		㎫	
㎨		㎬	
㎩		㎭	
㎪		㎮	
㎫		㎯	
㎬		㎰	
㎭		㎱	
㎮		㎲	
㎯		㎳	
㎰		㎴	
㎱		㎵	
㎲		㎶	
㎳		㎷	
㎴		㎸	
㎵		㎹	
㎶		㎺	
㎷		㎻	
㎸		㎼	
㎹		㎽	
㎺		㎾	
㎻		㎿	
㎼		㏀	
㎽		㏁	
㎾		㏂	
㎿		㏃	
㏀		㏄	
㏁		㏅	
㏂		㏆	
㏃		㏇	
㏄		㏈	
㏅		㏉	
㏆		㏊	
㏇		㏋	
㏈		㏌	
㏉		㏍	
㏊		㏎	
㏋		㏏	
㏌		㏐	
㏍		㏑	
㏎		㏒	
㏏		㏓	
㏐		㏔	
㏑		㏕	
㏒		㏖	
㏓		㏗	
㏔		㏘	
㏕		㏙	
㏖		㏚	
㏗		㏛	
㏘		㏜	
㏙		㏝	
㏚		㏞	
㏛		㏟	
㏜		㏠	
㏝		㏡	
㏞		㏢	
㏟		㏣	
㏠		㏤	
㏡		㏥	
㏢		㏦	
㏣		㏧	
㏤		㏨	
㏥		㏩	
㏦		㏪	
㏧		㏫	
㏨		㏬	
㏩		㏭	
㏪		㏮	
㏫		㏯	
㏬		㏰	
㏭		㏱	
㏮		㏲	
㏯		㏳	
㏰		㏴	
㏱		㏵	
㏲		㏶	
㏳		㏷	
㏴		㏸	
㏵		㏹	
㏶		㏺	
㏷		㏻	
㏸		㏼	
㏹		㏽	
㏺		㏾	
㏻		㏿	
㏼		㐀	
㏽		㐁	
㏾		㐂	
㏿		㐃	
㐀		㐄	
㐁		㐅	
㐂		㐆	
㐃		㐇	
㐄		㐈	
㐅		㐉	
㐆		㐊	
㐇		㐋	
㐈		㐌	
㐉		㐍	
㐊		㐎	
㐋		㐏	
㐌		㐐	
㐍		㐑	
㐎		㐒	
㐏		㐓	
㐐		㐔	
㐑		㐕	
㐒		㐖	
㐓		㐗	
㐔		㐘	
㐕		㐙	
㐖		㐚	
㐗		㐛	
㐘		㐜	
㐙		㐝	
㐚		㐞	
㐛		㐟	
㐜		㐠	
㐝		㐡	
㐞		㐢	
㐟		㐣	
㐠		㐤	
㐡		㐥	
㐢		㐦	
㐣		㐧	
㐤		㐨	
㐥		㐩	
㐦		㐪	
㐧		㐫	
㐨		㐬	
㐩		㐭	
㐪		㐮	
㐫		㐯	
㐬		㐰	
㐭		㐱	
㐮		㐲	
㐯		㐳	
㐰		㐴	
㐱		㐵	
㐲		㐶	
㐳		㐷	
㐴		㐸	
㐵		㐹	
㐶		㐺	
㐷		㐻	
㐸		㐼	
㐹		㐽	
㐺		㐾	
㐻		㐿	
㐼		㑀	
㐽		㑁	
㐾		㑂	
㐿		㑃	
㑀		㑄	
㑁		㑅	
㑂		㑆	
㑃		㑇	
㑄		㑈	
㑅		㑉	
㑆		㑊	
㑇		㑋	
㑈		㑌	
㑉		㑍	
㑊		㑎	
㑋		㑏	
㑌		㑐	
㑍		㑑	
㑎		㑒	
㑏		㑓	
㑐		㑔	
㑑		㑕	
㑒		㑖	
㑓		㑗	
㑔		㑘	
㑕		㑙	
㑖		㑚	
㑗		㑛	
㑘		㑜	
㑙		㑝	
㑚		㑞	
㑛		㑟	
㑜		㑠	
㑝		㑡	
㑞		㑢	
㑟		㑣	
㑠		㑤	
㑡		㑥	
㑢		㑦	
㑣		㑧	
㑤		㑨	
㑥		㑩	
㑦		㑪	
㑧		㑫	
㑨		㑬	
㑩		㑭	
㑪		㑮	
㑫		㑯	
㑬		㑰	
㑭		㑱	
㑮		㑲	
㑯		㑳	
㑰		㑴	
㑱		㑵	
㑲		㑶	
㑳		㑷	
㑴		㑸	
㑵		㑹	
㑶		㑺	
㑷		㑻	
㑸		㑼	
㑹		㑽	
㑺		㑾	
㑻		㑿	
㑼		㒀	
㑽		㒁</	

様式8 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）

通知書様式B（表面）		通知書様式B（裏面）	
平成28年6月1日			
経済産業株式会社 経済 太郎 殿		太陽電池の変換効率 15.8% (□真性変換効率 ■実効変換効率) 太陽電池の型式番号 MET1100	
① 一般社団法人 太陽光発電協会 JPEA代行申請センター		⑦ ※上記の太陽電池型式番号の他、3つの型式番号を認定	
再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）		④ 備考	
平成28年4月1日付けをもって代行申請依頼があった上記の件について、経済産業大臣に対して代行申請を行ったところ、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定がなされましたので、通知します。		⑧ (1) 本認定に係る申請の到達日は平成28年4月1日であったため、当該日付時点の運用基準により審査されました。	
② 記		⑨ (2) 法第9条第1項の経済産業大臣の認定、又は、平成24年経済産業省告示第139号に規定する法第6条第4項に規定する経済産業大臣の認定への該当の有無：■有 □無	
1. 認定手続きに係る事項		(3) 運転開始後1か月以内に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則様式第7の再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報を提出してください。	
③ 担当経済産業局 関東経済産業局 認定日 平成28年6月1日 手続番号 関東第100号		(4) 「地方税法第七十二条の四に規定する国及び法人」の該当の有無：■有 □無	
2. 発電事業者情報			
④ 発電事業者名 経済産業株式会社 代表者氏名 経済 太郎 住所 東京都千代田区霞ヶ関××			
3. 設備情報			
⑤ 発電設備区分 S：太陽光発電設備のみ 設備ID S×××××××C15 設備名称 資源太陽光発電所1号 設備の所在地 東京都千代田区霞ヶ関××			
⑥ 配線方法 余剰配線 設備 発電出力 8.0kW 仕様 太陽電池製造事業者名 METソーラー株式会社 太陽電池の種類 A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池			

・入力は、10,000件までとなっております。10,000件を超える場合には、別ファイルを作成してください。

⇒入力頂くセルとなります。

項目	入力欄	項目（事業者の連絡先）	入力欄
実需給年度		住所	
容量を提供する電源等の区分	発動指令電源	事業者名	
電源等リストの名称		部署	
（リスト単位の）系統コード		担当者名	
エリア名		電話番号	
事業者コード		メールアドレス	

⇒「エリアを確認してください」というメッセージがでましたら系統コードとエリア名を確認願います。

注意
事項

・空白行は入れないでください。
空白行以降の内容は受け付けることが出来ません。

- ・半角22桁で入力
- ・受電地点特定番号が発番されていない新設電源は、「99999999999999999999999999999999（22桁）」を入力

・家庭用の低圧連系の電源等の場合は、需要家名を入力

- ・名称を定めていない場合は、任意で入力
- ・家庭用の低圧連系の電源等の号機が存
合は、「電源等の名称」と同一名称を入力
- ・需要抑制は入力不要

・電源等の所在地を入力

- ・系統コードが発番されていない新設電源・需要抑制は入力不要
- ・系統コードが発番されていない家庭用の低圧連系の電源等は低圧群コードを入力

電源の場合は入力不要

[illegible]

・小数点第1位まで入力（小数点第2位以下は切り捨て）
（需要抑制の場合は記入不要）

電源のみ記載
（需要抑制は記入不要）

・YYYYMMで記載
（例：202101）

- ・発電の場合は発電BGコードを記載。需要抑制の場合、需要BGコードは記載不要。
- ・電源等リスト登録時に実需給時点の発電BGコードが不明の場合は、入力不要（但し、対象実需給年度の前（時期は別途公表）までに入力要）

- ・対象電源のみ記入
- ・需要抑制は記入不要

- ・対象電源のみ入力
- ・YYYYMMで記載
(例：202101)
- ・需要抑制は記入不要

記入不要

・特記事項があれば記入

[illegible]

様式 10 発動実績算定諸元一覧

発動実績シート

様式10 発動実績算定諸元一覧

→入力用セルと表示す。

項目	入力欄
容量を稼得する電源種の区分	発動指令電源
事業者名	
事業者コード	
電源種リストの名称	
エリア別	
（システム側の）系統コード	
発動開始日時	
応札容量または期待容量[kW]	

注意事項

・「応札容量または期待容量[kW]」は当該電源の容量確保契約書の締結状況に応じて以下の通り記入する。
容量確保契約書の締結済：メインマーケットセッション時の応札容量※を記入
容量確保契約書の未締結：容量市場システムに登録した電源等リスト単位の期待容量を記入
※容量確保契約容量は発動指令電源の調整係数反映後の値のための記載しないようにしてください。

発動算定欄

コマごとの達成率

13ヶ月						23ヶ月						33ヶ月						43ヶ月						53ヶ月						63ヶ月					
#DIV/0!						#DIV/0!						#DIV/0!						#DIV/0!						#DIV/0!						#DIV/0!					

発動算定欄

コマごとの未達成率

13ヶ月						23ヶ月						33ヶ月						43ヶ月						53ヶ月						63ヶ月					
#DIV/0!						#DIV/0!						#DIV/0!						#DIV/0!						#DIV/0!						#DIV/0!					

発動算定欄

コマごとのリクワイアメント未達成率[kWh]

13ヶ月						23ヶ月						33ヶ月						43ヶ月						53ヶ月						63ヶ月					
#DIV/0!						#DIV/0!						#DIV/0!						#DIV/0!						#DIV/0!						#DIV/0!					

リクワイアメント未達成率[kWh]

実効性テスト未達成率[kW]

期待容量（実効性テスト後）[kW]

発動算定欄

発動実績（合計）[kWh]

13ヶ月		23ヶ月		33ヶ月		43ヶ月		53ヶ月		63ヶ月	
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

発動算定欄

発動実績（電源）[kWh]

13ヶ月		23ヶ月		33ヶ月		43ヶ月		53ヶ月		63ヶ月	
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

発動算定欄

発動実績（需要抑制）[kWh]

13ヶ月		23ヶ月		33ヶ月		43ヶ月		53ヶ月		63ヶ月	
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

注意事項

※1電源等リストにつき、発動実績が複数のファイルに跨る場合は、1ファイル目の発動実績シートのみ2ファイル目以降の実績を以下の欄に手入力願います。

(2ファイル目)

- kWh値を入力

発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
13ヶ月	23ヶ月	33ヶ月	43ヶ月	53ヶ月	63ヶ月	13ヶ月	23ヶ月	33ヶ月	43ヶ月	53ヶ月	63ヶ月

(3ファイル目)

- kWh値を入力

発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
13ヶ月	23ヶ月	33ヶ月	43ヶ月	53ヶ月	63ヶ月	13ヶ月	23ヶ月	33ヶ月	43ヶ月	53ヶ月	63ヶ月

(4ファイル目)

- kWh値を入力

発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
13ヶ月	23ヶ月	33ヶ月	43ヶ月	53ヶ月	63ヶ月	13ヶ月	23ヶ月	33ヶ月	43ヶ月	53ヶ月	63ヶ月

(5ファイル目)

- kWh値を入力

発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
13ヶ月	23ヶ月	33ヶ月	43ヶ月	53ヶ月	63ヶ月	13ヶ月	23ヶ月	33ヶ月	43ヶ月	53ヶ月	63ヶ月

(6ファイル目)

- kWh値を入力

発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
13ヶ月	23ヶ月	33ヶ月	43ヶ月	53ヶ月	63ヶ月	13ヶ月	23ヶ月	33ヶ月	43ヶ月	53ヶ月	63ヶ月

(7ファイル目)

- kWh値を入力

発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
13ヶ月	23ヶ月	33ヶ月	43ヶ月	53ヶ月	63ヶ月	13ヶ月	23ヶ月	33ヶ月	43ヶ月	53ヶ月	63ヶ月

(8ファイル目)

- kWh値を入力

発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
13ヶ月	23ヶ月	33ヶ月	43ヶ月	53ヶ月	63ヶ月	13ヶ月	23ヶ月	33ヶ月	43ヶ月	53ヶ月	63ヶ月

(9ファイル目)

- kWh値を入力

発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
13ヶ月	23ヶ月	33ヶ月	43ヶ月	53ヶ月	63ヶ月	13ヶ月	23ヶ月	33ヶ月	43ヶ月	53ヶ月	63ヶ月

(10ファイル目)※

- kWh値を入力

発動実績（電源）						発動実績（需要抑制）					
13ヶ月	23ヶ月	33ヶ月	43ヶ月	53ヶ月	63ヶ月	13ヶ月	23ヶ月	33ヶ月	43ヶ月	53ヶ月	63ヶ月

※10ファイル目以降の発動実績がある場合は、10ファイル目以降の各首値を入力

電源シート

発電実績算定諸元一覧

・入力は、10,000件までとなっております。10,000件を超える場合には、別ファイルを作成してください。

⇒入力頂くセルとなります。

項目	入力欄
容量を提供する電源等の区分	発電指令電源（電源）
事業者名	
事業者コード	
電源等リストの名称	
エリア名	
（リスト単位の）系統コード	
発電開始日時	

注意 ・電源等リストに電源として

・同左

・同左

・同左

・1地点複数応札地点の場合、安定電源としての当該月の

アセスメント対象容量を入力、それ以外は0を入力

・kWh値を入力

・自動算定欄

事項 登録した地点を全て記載

No.	受電地点特定番号	電源等の名称	BGコード	計量・仕訳区分	ベースライン[kWh]						発電量調整受電電力量[kWh]						発電実績[kWh]					
					1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目
1					0	0	0	0	0	0												
2					0	0	0	0	0	0												
3					0	0	0	0	0	0												
4					0	0	0	0	0	0												
5					0	0	0	0	0	0												
6					0	0	0	0	0	0												
7					0	0	0	0	0	0												
8					0	0	0	0	0	0												
9					0	0	0	0	0	0												
10					0	0	0	0	0	0												
11					0	0	0	0	0	0												
12					0	0	0	0	0	0												
13					0	0	0	0	0	0												
14					0	0	0	0	0	0												
15					0	0	0	0	0	0												
16					0	0	0	0	0	0												
17					0	0	0	0	0	0												
18					0	0	0	0	0	0												
19					0	0	0	0	0	0												
20					0	0	0	0	0	0												

Appendix. 2 図表一覧

図 1-1 実効性テストの手続きの全体像とスケジュール	5
図 1-2 実効性テストに係る手続き	6
図 1-3 本業務マニュアルの構成（第 1 章除く）	11
図 2-1 第 2 章の構成	12
図 2-2 電源等リストの登録手続きの詳細構成	13
図 2-3 電源等リストの提出依頼の確認	13
図 2-4 電源等リストの登録申込	14
図 2-5 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ	29
図 2-6 電源等リストの審査結果の確認（合格）	31
図 2-7 電源等リストの審査結果の確認（不合格）	32
図 2-8 電源等リストの変更手続きの詳細構成	34
図 2-9 電源等リストの変更申込	36
図 2-10 電源等リストの審査結果の確認（合格）	37
図 2-11 電源等リストの審査結果の確認（不合格）	38
図 3-1 第 3 章の構成	39
図 3-2 実効性テスト前手続きの詳細構成	40
図 3-3 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の確認	40
図 3-4 実効性テスト実施時期の調整依頼	41
図 3-5 実効性テスト実施時期の通知の確認	41
図 3-6 実効性テスト実施時期の登録	42
図 3-7 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ	43
図 3-8 実効性テストの実施の詳細構成	45
図 3-9 実効性テストの実施指令への対応	45
図 3-10 発動実績の算定	46
図 3-11 平日のベースライン設定における除外日のイメージ図	50
図 3-12 再テスト実施有無の検討	53
図 3-13 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ	54
図 3-14 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ	57
図 3-15 実効性テスト後手続きの詳細構成	58
図 3-16 発動実績の報告依頼の確認	58
図 3-17 発動実績の報告	59
図 3-18 「期待容量情報変更申込画面」の画面イメージ	68
図 3-19 発動実績に関する審査結果の確認（突合結果一致）	71
図 3-20 発動実績に関する審査結果の確認（突合結果不一致）	72

表 2-1 発動指令電源（電源）に係る提出書類一覧.....	16
表 2-2 発動指令電源（需要抑制）に係る提出書類一覧	17
表 2-3 電源等リストの記載項目一覧（共通）	19
表 2-4 電源等リストの記載項目一覧（電源）	20
表 2-5 電源等リストの記載項目一覧（需要抑制）	25
表 2-6 電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項.....	25
表 2-7 計量・仕訳区分	26
表 2-8 電源等リスト提出時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目	29
表 3-1 実効性テスト実施時期の登録時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目	43
表 3-2 再テスト希望登録時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目	55
表 3-3 再テスト希望登録時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目	57
表 3-4 発動実績算定諸元一覧の記載項目（発動実績シート）	61
表 3-5 発動実績算定諸元一覧の記載項目（電源シート）	62
表 3-6 発動実績算定諸元一覧の記載項目（需要抑制シート）	63
表 3-7 電源シートの計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法.....	64
表 3-8 需要抑制シートの計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法	65
表 3-9 「期待容量情報変更申込画面」での入力・選択項目一覧 （実効性テストによる 発動実績）	69
表 3-10 「期待容量情報変更申込画面」での入力・選択項目一覧 （他の発動実績）	69

Appendix.3 業務手順全体図

凡例

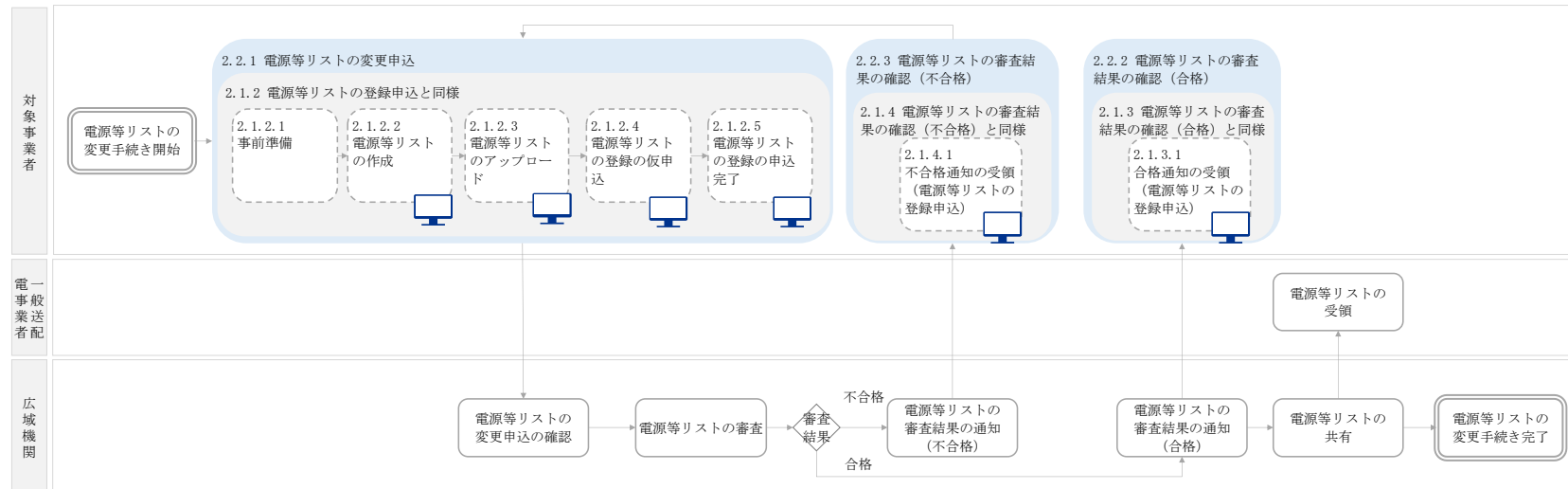
 容量市場システム操作

 メール通知

第2章：電源等リスト登録



2.2 電源等リストの変更手続き



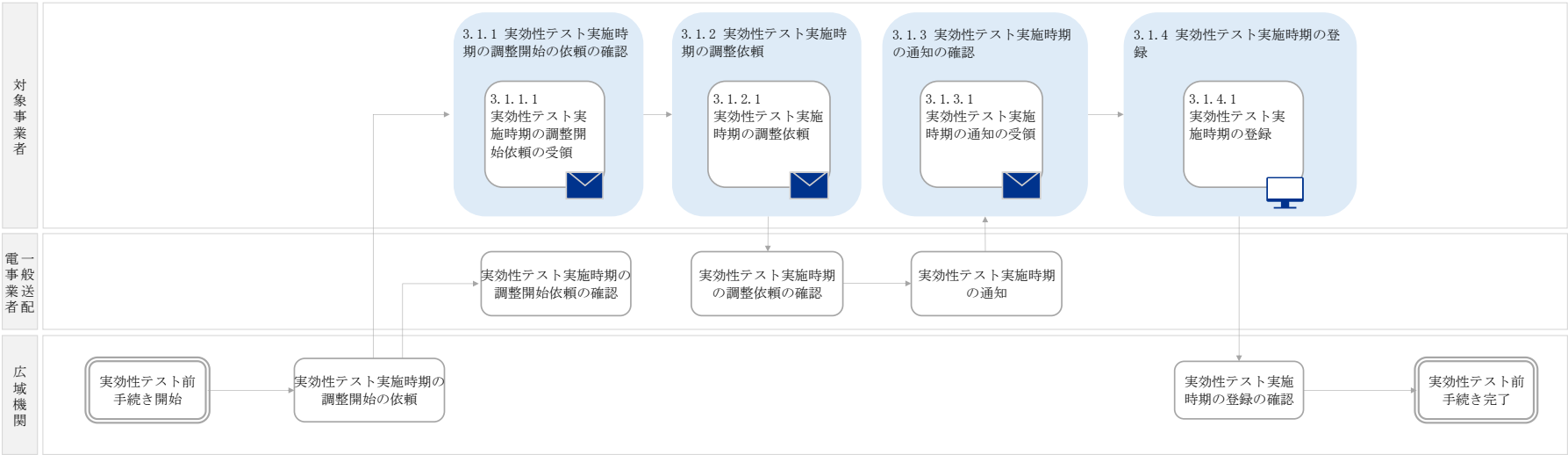
凡例

容量市場システム操作

メール通知

第3章：実効性テスト

3.1 実効性テスト前手続き



凡例

容量市場システム操作

メール通知

第3章：実効性テスト

3.2 実効性テストの実施



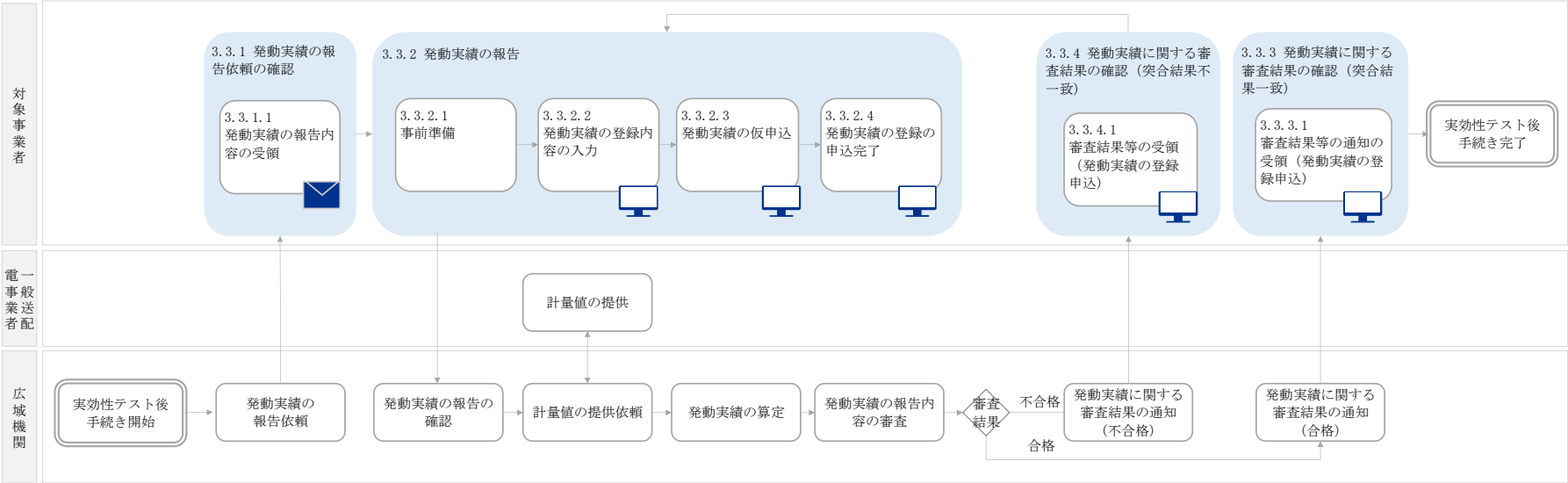
凡例

容量市場システム操作

メール通知

第3章：実効性テスト

3.3 実効性テスト後手続き



別紙2

「容量市場業務マニュアル実効性テスト編（対象実需給年度：2027 年度）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	7	表1-1に記載の「経済DRの申し出」の概要に記載の内容について、発動指令当日のDR実施時間の5時間前から2時間前までの30分単位の6コマに経済DRを実施した場合についても、経済DRの影響を考慮すべきではないか。需要抑制のベースラインはHigh4of5（当日調整あり）で算定することになっていますが、発動指令当日のDR実施時間の5時間前から2時間前までの30分単位の6コマに経済DRを実施するとベースラインが低下してしまうため需要抑制のベースラインはHigh4of5（当日調整なし）を選択可能とするなど、何らかの考慮をすべきではないか。	経済DRは、容量確保契約約款に定める、一般送配電事業者による供給力の提供依頼にあたるため、現行の取り扱いとさせていただきます。いただいたご意見については、今後の検討とさせていただきます。
2	9	【事前準備についての注意事項】注2における、サイバーセキュリティガイドラインへの準拠状況の報告に関する記述について、ガイドラインが改定された際の取り扱いが記載されているが、改定された内容に対して準拠していないと実効性テストの受検ができない、ということであれば、改定時期次第で事業者に過度な負荷が生じ、また実現困難な可能性もあるため、猶予期間などを検討し、明記すべきではないか。	最新のサイバーセキュリティガイドラインへの準拠は、簡易指令システムへの要件として属地一般送配電事業者が定めるものであり、実効性テストでは、オンライン機能の具備を含め評価することとしています。所定の期日までに実施環境を整えて実効性テストを受けて頂くことがリクワイアメントとなっておりますので、ご対応頂きますようお願いいたします。
3	9	【事前準備についての注意事項】注意2における、サイバーセキュリティガイドラインへの準拠状況の報告に関する記述について、その書類の例として電源I'の契約の写しが挙げられている。電源I'が終了している今、ガイドラインの改定があった際に、準拠状況の報告に使用できる書類としての具体例をお示しいただきたい。	ガイドライン改訂に伴う試験要否の扱いによっても異なると考えますが、オンラインによる対向試験が実施されるのであれば、性能確認試験結果をご提出ください。
4	12	第2章注1における「調整力指令と重複があった場合でも、計量値に基づく実績で期待容量を評価します。」という記載について、現行規程の場合、需給調整市場のアセスメントⅡ違反になる可能性があり、発動指令電源を兼ねた調整力リソースは重負荷期において実効性テストを完了するまでアセスメントⅡ違反を懸念して需給調整市場への入札を抑えることが想定される。一方で、第52回需給調整市場検討小委員会資料2において、リソースの規模・種別によらず制度的措置の対象とするとの方向性が示されている。この点、重負荷期において実効性テストの未完了を理由に需給調整市場への入札を行わないことは、仮に制度的措置が導入された場合に入札制約として認められるのか、見解をお示しいただきたい。	実効性テストは、発動指令電源の電源等リスト単位の期待容量を確定させることを目的としているため、実効性テスト発動時間帯の各リソース計量実績に基づき期待容量を評価することとしています。 需給調整市場の制度的措置のあり方については、リソースの契約形態に応じた取り扱いを含め議論中であり、関連する審議会等と連携して検討して参ります。
5	12	「調整力指令と重複があった場合でも、計量値に基づく実績で期待容量を評価します。」に関して、需要抑制における需給調整市場の基準値電力（事前予測型の場合、エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドラインを基に、事業者にて判断）と容量市場のベースライン（High 4 of 5）の算定方法が異なる場合、約定量に対して0kWの指令値の際には未達になる可能性がある。（容量市場（ベースライン：100、抑制計画：20）、需給調整市場（基準値電力：110（供出可能量＝基準値電力－抑制計画＝90）、ΔkW約定量:60）で、指令値が0kWの場合、容量市場側は抑制計画に対し10未達）この場合において、重複発動においては調整力指令を優先することから、容量市場におけるベースラインを基準値電力と一致させる等で発動実績を報告することは可能か検討いただきたい。	実効性テストは、発動指令電源の電源等リスト単位の期待容量を確定させることを目的としているため、実効性テスト発動時間帯の各リソース計量実績に基づき期待容量を評価することとしています。 需要抑制におけるベースラインの算定は、容量確保契約約款に定める方法に従い実施されるものであり、需給調整市場への約定のみでは、期待容量の証明にはならないと考えるため、従来通りの対応とさせていただきます。
6	12	注1に、右記2点の記載がある：①それぞれの市場等が求める要件を満たしていただく必要がある。②なお、調整力指令と重複があった場合でも計量値に基づく実績で期待容量を評価します。 注1の2点を満たすのは事業者側の努力では不可能であるため、制度の整理をしていただきたい。例えば調整力指令が約定量に対して0%の指令値を受けた上で、実効性テストを100%超達成するのはほぼ不可能に近い。その為、容量市場側で②の要件を変更し、実受給同様にして調整力の指令値に関係なく容量市場の約定容量分を計量値に基づく実績として期待容量を評価する、もしくはEPRX（それが各TSO）に対して実効性テスト時には、テストを鑑み指令値を100%で固定にすることで、需給調整市場と実効性テストの2つの要件を満たせる可能性が高まると考えられるので、検討いただきたい	実効性テストは、発動指令電源の電源等リスト単位の期待容量を確定させることを目的としているため、実効性テスト発動時間帯の各リソース計量実績に基づき期待容量を評価することとしています。 需要抑制におけるベースラインの算定は、容量確保契約約款に定める方法に従い実施されるものであり、需給調整市場への約定のみでは、期待容量の証明にはならないと考えるため、従来通りの対応とさせていただきます。
7	12	実効性テストにおいて発動指令と調整力指令が重複しても計量器のkWhで評価がなされることについて、TSOからの指令により発動指令の市場退出量が増加となるようなパターンかTSOの指令を従わないことによる需給調整市場のペナルティを受けるかの二択になってしまうため、ペナルティを受けないような実効性テスト方法について検討いただきたい。 （予め実効性テストの日程調整が多少できるようにする等）	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
8	33	「注3 電源等リストの登録が完了しない場合の対応について」の記載内容についてお伺いさせてください。 「（「実需給年度2026年度向け」マニュアルは別途公表予定）の第2章2.6と第3章を参照し、手続きを行ってください。」は 「（「実需給年度2027年度向け」マニュアルは別途公表予定）の第2章2.6と第3章を参照し、手続きを行ってください。」の誤記であるという認識でよろしいでしょうか。誤記であればマニュアルを修正いただきますようお願いいたします。	ご認識のとおりです。下線箇所の通り修正いたします。 当該箇所の、実需給年度2026年度向けの表記を、 実需給年度2027年度向け へ修正いたします。
9	33	電源等リストに不備がある場合の対応について、2025年4月末日の10営業日前までに不合格通知⇒4月末日に審査終了とあるが、不備解消のための期間があまりにも短すぎる。小売電気事業者へ確認が必要な場合もあり、不備解消までに相応の日数を要することから、不合格通知を4月初旬に早めるなど、1か月程度の不備解消期間を設けていただきたい。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。なお、修正期間短縮の観点からも、募集要項や業務マニュアルの内容に従い、正確な内容でのご提出にご協力をお願いします。
10	35	電源等情報の変更（電源等名称、連絡先、住所等）の申込・審査中に、電源等リストの更新を実施する場合、電源等情報審査の重複申請が出来ない事から一方の審査を一旦取り下げる対応を行っている。実効性テストの再テスト希望のシステム登録を行う際にも、電源等リストの更新等の申込を実施していると、同様の対応を行う必要があることから、システム上で並行して申請を出来るよう検討いただきたい。	頂きましたご意見は今後のシステム改修検討の際の参考とさせていただきます。

No.	頁	ご意見	回答
11	40	「3.1.1.1 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の受領」の記載内容についてお伺いさせてください。 「 <u>2024 年4 月10 日</u> までに、発動指令電源の電源等リストの登録申込をされた事業者へ、実効性テスト実施時期の調整開始依頼が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。」は「 <u>2025 年4 月10 日</u> までに、発動指令電源の電源等リストの登録申込をされた事業者へ、実効性テスト実施時期の調整開始依頼が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。」の誤記であるという認識でよろしいでしょうか。誤記であればマニュアルを修正いただきますようお願いいたします。	ご認識のとおりです。下線箇所の通り修正いたします。 当該箇所の、2024年4月10日までにの表記を、 <u>2025年4月10日までに</u> へ修正いたします。
12	41	一般送配電事業者の連絡先について、ウェブサイト公開する時期を明記いただきたい。また、実効性テスト実施断面における緊急連絡先（電話番号）について事業者に別途通知いただけないか。過去、事前に一般送配電事業者と合意した内容と異なる指令を受信し、事実確認やその後の取り扱いの確認について、時間を要したためご検討いただきたい。	属地一般送配電事業者の連絡先に係る本機関ウェブサイトのお知らせを実施する時期については、本業務マニュアルに反映いたします。実効性テスト実施断面における緊急連絡先（電話番号）については、必要に応じて当該の連絡先へお問い合わせ下さい。
13	44	実効性テストを受検予定で実効性テストの実施時期を登録した後、実需給の発動がありその実績を実効性テストの発動実績の代替として利用したい場合はどうすれば良いか。 （実効性テストの発動実績と実需給の発動実績のどちらかを発動実績として利用したい場合） 実効性テスト以外の発動実績の利用希望の場合の登録期限が2025年4月末までとなっているが、2025年5月以降に実効性テスト以外の発動実績の利用希望の登録はできないのか。	実効性テストを受けたかどうかに関わらず、実効性テスト以外の発動実績を代替として利用することは可能です。 なお、実効性テストへ不参加することを決定した場合は、速やかに属地一般送配電事業者へその旨をご連絡いただき、実効性テスト以外の発動実績の利用希望 の変更を実施してください。
14	45	安定電源において応札容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時に当該応札容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1 計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の 1 リソースとしても登録可能であることから、当社の電源におけるオーバーパワー分を応札しており、需給逼迫による発動指令時には、当該電源は稼働している状況であり、定格出力から更に供給力を提供することを想定しております。 一方で、実効性テストの実施日は、当日の広域予備率を考慮したのではなく、一般送配電事業者による任意の設定日とされています。 需給ひっ迫時であれば、当該発電設備は並列しており供給力があるものと想定されますが、実効性テスト時において、需給ひっ迫していない状況でのテストもありえる場合、当該電源が並列していない状況で、指令を受ける可能性があります。並列をしていない場合、発動指令を受けたときから起動準備を始めても、提供が間に合わず、リクワイアメントを満足できません。 実需給時についても一般送配電事業者からの発動指令は供給力の提供を開始する時刻の 3 時間前までに実施されることは承知しておりますが、当該電源が並列しているか否かがリクワイアメント達成可否に大きく影響をするため、実効性テストについても実需給時の運用を想定し当該電源が並列している状況で行われることが望ましいと考えております。 募集要綱に明確に記載があるのは承知しておりますが、需給ひっ迫時の供給力提供を指向した応札としており、本実効性テストにおいても当該電源が並列している状況で実効性テストを行えるよう、予備率を考慮して実施日を選定いただく、もしくは一般送配電事業者からの発動指令を行う際に起動準備から並列までの時間を考慮いただく等、ご配慮いただけると幸いです。	発動指令は高需要による需給ひっ迫に限らず、電源トラブルによる需給ひっ迫時も発動されるものです。 実効性テストにおいても、実施期間中は指令に応じることが出来るように体制を整えて下さい。 実効性テストの指令に対して応じることが出来なかった場合は、再テストの実施判断のうえ、再テストの申込を行ってください。
15	45	実効性テストの実施指令の受令について、対象期間が3か月と長く、実需給と異なり発動のタイミングの予見性が全くないため、いつ発動が来ても良いように準備をし続けなければならない状況であり、事業者および需要家双方に大きな負担となっている。（午前9時の発動に対しては3時間前の午前6時に発動指令が来る可能性を踏まえてオペレーション体制を組まなければならないが実効性テストの実施指令が1か月以上来ないこともあり、一般送配電事業者ごとにばらばらの時期に指令がくる。）実効性テストの発動時期を例えば事業者ごとに2週間毎にグルーピングするなど、過度に負荷にならないように考慮できないか。	発動指令電源は、実需給期間の1年を通じて、天候や予備率だけでは予測できない 突発的な電源脱落による需給ひっ迫時も含めて供給力を供出していただく必要がある仕組みとなっているものであり、実効性テストはその供給力の確からしさを実証するプロセスとなっているところ、対象期間の限定や再テストの仕組みなどによって負担の低減を図っているものとなります。
16	45,46	実効性テストの実施タイミングについてお伺いさせてください。 ある火力電源について、実効性テストの実施指令を受信しましたが、経済的な停止（バランス停止）の状態だったために供給力を提供できない事象が発生いたしました。 そのため、属地一般送配電事業者において経済的な停止は把握しているにもかかわらず、実効性テストを実施するのは避けていただきたく存じます。 また事業者起因の突発的な設備不具合で実効性テストが実施できなかった場合は致し方ないと思料いたしますが、経済的な停止でテスト不可であった場合には、再度指令をだしていただくか、同時期に再テストが可能なようにする等運用を変更していただけないでしょうか。また、計画的に調整が完了している作業制約（補修停止、出力制約等）についても、実施時期選定時にご考慮いただけないでしょうか。 上記原因による市場退出となると、属地一般送配電事業者にとっても、確保するはずだった発動指令電源を確保できなくなってしまうため、現状の運用を変更する必要があるのではないかと思料いたします。	実効性テストは、発動指令電源の電源等リスト単位の期待容量を確定させることを目的としているため、突発的な設備不具合や経済的な停止で指令に応じれなかった場合でも、発動時間帯の各リソース計量実績に基づき期待容量を評価します。また、あらかじめ判明している作業制約は、実効性テスト希望時期の選定や電源等リスト構成検討の際に考慮いただければと思います。なお、やむを得ない理由により実効性テストでの発動指令に十分に応じることができなかった場合は、上限回数の範囲内で再テストを受けることが可能です。

No.	頁	ご意見	回答
17	46	実効性テストの精算について、「※提供する供給力については、各リソースの発電販売計画または需要抑制計画へ適切に反映してください。なお、実効性テストにおいて調整力としての精算は行われません。」と記載されておりましたが、実需給年度2027年の容量市場マニュアル実効性テスト編では「※提供する供給力については、各リソースの発電販売計画または需要抑制計画へ適切に反映してください。なお、実効性テストにおける供給力については、基本的に属地一般送配電事業者とインバランス精算が行われます。ただし、①余力活用契約を締結している 1 地点複数応札のリソース、②実効性テスト時に需給調整市場と同時約定をしていた 1 地点複数応札のリソースにおけるOP 等の増出力分は、属地一般送配電事業者との調整力精算となります。」との記載となっております。 前述の内容を踏まえて、発電計画への反映と、調整力精算について以下3点お伺いさせていただきます。 1. ①に該当し且つ需給調整市場に約定していないリソースにつきまして、発動指令分を発電販売計画に反映しなくても良いという理解でよろしいでしょうか。 2. ②に該当するリソースにつきまして、需給調整市場約定分及び発動指令分を除いた計画値を提出する理解でよろしいでしょうか。それとも発動指令分を含め、需給調整市場約定分除外した計画値を提出する理解でしょうか。 3. 仮に発動指令分も計画反映が必要である場合、発動指令電源分よりも出力が増加した場合は調整力精算という理解でよろしいでしょうか。	実効性テストにおいて発生する電力量については、基本的に相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所への入札を通じて提供するものとし、各リソースの発電販売計画または需要抑制計画へ適切に反映していただきます。詳細はリンク先「2024年度以降の発電計画値・発電上限値に関する事業者説明会資料」の20,21スライドをご確認ください。 https://www.occto.or.jp/occtosystem2/oshirase/2023/230428_oshirase.html
18	49	電力需給ひっ迫等を踏まえたベースライン算定の取扱いについて、実需給の発動と実効性テストが同日に実施された場合のベースラインについては、「High4of5（当日調整なし）」を適用していただきたい。実需給の発動に応じた結果、実効性テストのベースライン算定において当日調整によりベースラインが下がる懸念があるため。同様に、経済DR実施日と実効性テストが同日に実施された場合のベースラインについても、「High4of5（当日調整なし）」を適用していただきたい。 ※実需給期間中リクワイアメント対応において、発動指令の5時間前～2時間前の時間帯が一般送配電事業者による供給力の提供依頼（例外的な発動要請）の時間帯に1コマでも重なっていた場合は、High4of5（当日調整なし）でベースラインを算定することとなっている。	実効性テスト当日のDR実施時間の5 時間前から2 時間前までの6コマにおいて、実需給の発動指令が実施された場合のベースライン算定について、「当日調整なし」の適用を希望する場合は、実効性テスト発動実績の報告までに、本機関への申請をお願いします。 なお、経済DRについては、容量確保契約約款に定める、一般送配電事業者による供給力の提供依頼にあたらないため、現行の取り扱いとさせていただきます。いただいたご意見については、今後の検討とさせていただきます。
19	49	「注 4 電力需給ひっ迫等を踏まえたベースライン算定の取扱いについて 2. お申し出の方法・期日」の記載内容についてお伺いさせていただきます。 「・メールタイトル：【XXXX（事業者コード）】2024 年度実効性テスト 経済DR 実施日の報告」は 「・メールタイトル：【XXXX（事業者コード）】2025 年度実効性テスト 経済DR 実施日の報告」の誤記であるという認識でよろしいでしょうか。誤記であればマニュアルを修正いただきますようお願いいたします。	ご認識のとおりです。下線箇所の通り修正いたします。 当該箇所の、2024年度実効性テストの表記を、<u>2025年度実効性テスト</u>へ修正いたします。
20	53	「同時期に実効性テストの再テストを希望する場合には実効性テストの1週間後を期限とし、属地一般送配電事業者への再テスト希望時期の連絡」の記載について、夏に実効性テストを登録しておりましたが、実際に実効性テストの実施指令を受信したのは、再テスト期限の間際（9月中ごろ）という状況でした。つきましては、以下3点お願いさせていただきたく存じます。 1. 同時期の再テストを考慮して実効性テストを実施いただけないでしょうか。 2. 現在夏1回もしくは冬1回の再テストの機会を拡大いただけないでしょうか。 3. 同時期の再テスト申込み期限を1週間から延長いただけないでしょうか。	実効性テストは再テストも含めて、夏季（7 月 1 日～9 月 30 日）もしくは冬季（12 月 1 日～2 月末日）に実施することとしており、テストの実施日時を指定することはできません。 同時期に再テストを実施する期間の確保の観点から、再テスト実施判断は 1 週間以内とさせていただいております。 同様にスケジュールの観点から再テストは夏季・冬季それぞれ 1 回までとさせていただきます。
21	53	3.2.3.1再テスト実施有無の検討において、同時期の再テスト実施判断を1週間以内に実施することについて、アグリゲーターにとって需要家から実績を集計する期間を考慮した場合、1週間では短期間での対応となり事業者の負担となっている。「2週間以内とする」等、期間について猶予を検討いただきたい。	実効性テストは、夏季（7 月 1 日～9 月 30 日）もしくは冬季（12 月 1 日～2 月末日）に実施することとしており、再テスト実施期間確保の観点から、同時期に再テストを希望する場合の属地一般送配電事業者への連絡期限は、現行どおり実効性テストから 1 週間以内とさせていただきます。
22	58	実効性テストの合否判定に関し、明確な期限を設けて頂きたい。合否が確定した後、事業者は各地点・需要家と各種調整を実施する必要がある為、遅くとも実需給年度の前年10月頃までにはすべての合否判定が整っている状態とするよう、運用を見直していただきたい。	実効性テストによる容量が確定した以降において、各地点・需要家と各種調整を実施する必要がある旨について理解しました。頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
23	61	他の発動実績の報告について「対象実需給年度が 2027 年度の場合、2025 年度に発動された発動指令の実績が報告の対象になります」とあるが、2025年度の発動指令に対し、以下の対応により達成したリクワイアメント結果を用いて代替報告とすることは可能でしょうか。 容量市場業務マニュアル実需給期間中 リクワイアメント対応（発動指令電源）編（対象実需給年度：2025 年度） P10より、「ただし、発動指令電源の電源等リストに含まれるリソースに関して、属地一般送配電事業者からの発動指令が発令された時間帯（コマ）と需給調整市場で約定している時間帯（コマ）が一部でも重複している場合、当該重複コマに対して、当該リソースは需給調整市場における調整力指令に従ってください。その結果、当該リソースを含む電源等リストの発動実績がアセスメント対象容量を下回った要因について、調整力指令の影響であることが合理的に説明できる場合は、当該重複コマに関してリクワイアメントを満たしているものとみなします。」	実効性テストは、発動指令電源の電源等リスト単位の期待容量を確定させることを目的としているため、実需給期間での発動実績を代替として利用する場合においても、実効性テストの場合と同様に発動時間帯の各リソース計量値に基づき期待容量を評価します。 代替としての報告は可能ですが、各リソースの計量値を踏まえ、ご判断下さい。
24	61	オーバーパワー分を発動指令電源に応札している場合、余力活用契約によるオーバーパワー実績を2年前の実効性テストの代替として認めていただきたい。需給ひっ迫時に火力電源のオーバーパワー実績が多数ある中、予備率を考慮せずに行われる実効性テストで不合格となり、市場退出となってしまうよりは、オーバーパワー分の出力を供給力として適切に活用していただくことは安定供給に寄与できると思料。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
25	61	実需給年度の発動指令対応実績を実効性テストの発動実績報告の代替として利用する場合、「電源等リストに記載されている全ての地点が、同一指令（一般送配電事業者からの同一期間に対する指令）に応じた電源等である必要があります」とあるが、アグリゲーターのスイッチングが頻繁に検討されている昨今において、全ての地点が一致する可能性はゼロに等しい。電源等リスト全体ではなくリソース単位での発動実績を認める等、DR普及拡大のためにも、柔軟な取り扱いを検討いただきたい。加えて、同一年度の実需給の発動指令対応と実効性テストが同時に実施されるため、市場に参加する負担が大きいと需要家からの声も多く上がっています。	実効性テストは電源等リスト単位での実施となりますので、代替の実績報告においても、電源等リスト全体の実績を報告していただきます。

No.	頁	ご意見	回答
26	71	「注：期待容量の値に基づく対応について」の記載内容についてお伺いしてください。 「「実需給年度2026年度向け」マニュアルは別途公表予定」は 「「実需給年度2027年度向け」マニュアルは別途公表予定」の誤記であるという認識でよろしいでしょうか。誤記であればマニュアルを修正いただきますようお願いいたします。 その他、年度変更による誤記について修正をいただけますと幸いです。	ご認識のとおりです。公表状況の記載もあわせて、下線箇所の通り修正いたします。 当該箇所の、実需給年度2026年度向けの表記を、 <u>実需給年度2027年度向け</u> へ修正いたします。